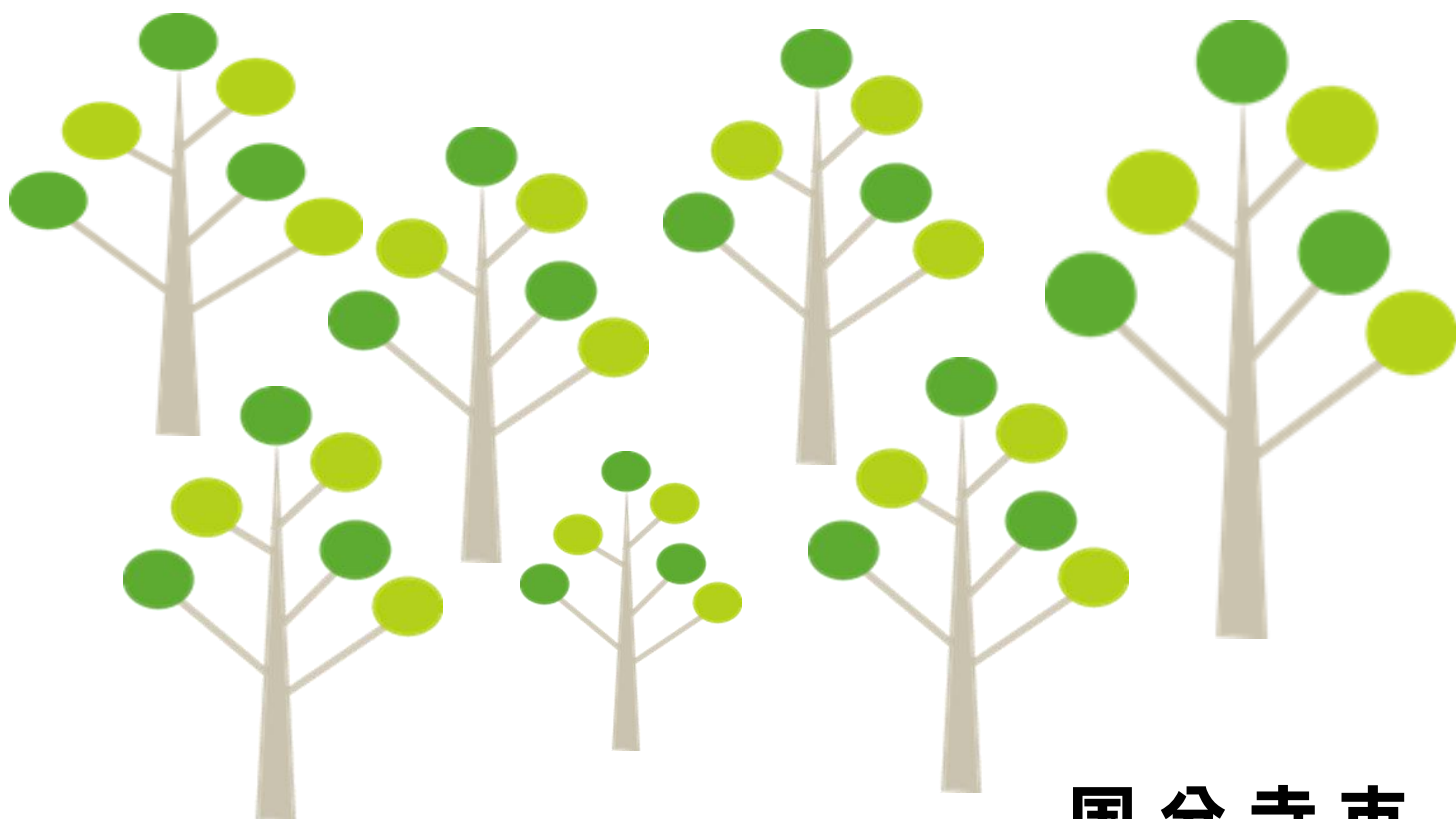




第2次国分寺市男女平等推進行動計画

第2次国分寺市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画
国分寺市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画

令和5年度進捗状況評価報告書



国分寺市

目 次

I 第2次国分寺市男女平等推進行動計画の概要	2
1 計画の目的	2
2 計画の位置付け	2
3 計画の性格	2
4 計画の期間	2
5 計画の推進	2
6 計画の基本理念	3
7 計画の目標	4
8 計画の体系	6
II 評価の考え方・手法について	8
1 評価の目的	8
2 評価者とその役割	8
3 評価の頻度と公表	8
4 評価の方法	8
5 評価結果の報告	9
III 男女平等推進委員会からの答申	10
IV 施策別推進状況評価	20
課題1 男性中心型労働慣行の見直し	22
課題2 女性の活躍の場の拡大	26
課題3 男女平等意識の醸成	34
課題4 男女平等教育の充実	39
課題5 男女平等に関する広報・啓発活動	41
課題6 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶	43
V 成果目標の達成状況	52
VI 参考指標	53
VII 参考資料	58
資料No.1 令和5年度会議の開催状況	58
資料No.2 国分寺市男女平等推進条例	61
資料No.3 国分寺市男女平等推進協議会設置規程	68

I 第2次国分寺市男女平等推進行動計画の概要

1 計画の目的

本計画は、「国分寺市男女平等推進条例」第9条に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて、国分寺市において男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

2 計画の位置付け

- (1) 「国分寺市男女平等推進条例」第9条に基づき策定する計画です。
- (2) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
- (3) 本計画の課題1及び2を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」と位置付けます。
- (4) 本計画の課題6を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」と位置付けます。

3 計画の性格

- (1) この計画は、国の「第4次男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえて策定する計画です。
- (2) 「国分寺市総合ビジョン」やその他の関連する分野別計画との整合性を図り、策定する計画です。
- (3) この計画は、「国分寺市男女平等推進委員会」（以下「推進委員会」という。）の意見を尊重するとともに、「国分寺市男女平等推進行動計画」の推進状況や課題を整理し、平成27年度に実施した「国分寺市男女平等に関する市民意識・実態調査」の結果、ワークショップ、パブリック・コメント制度等による市民参加のもとに策定したものです。
- (4) この計画は、市・市民・事業者等と協働して取り組むものです。

4 計画の期間

この計画の期間は、平成29年度から令和6年度までの8年間とし、社会状況の変化や計画の進捗状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

5 計画の推進

- (1) 推進体制

市長の附属機関である推進委員会において、男女共同参画推進施策に関わる重要事項や行

動計画の進捗状況について、専門的又は市民の見地から調査審議し、市長に答申します。推進委員会からの答申をふまえて、男女共同参画推進施策を展開します。推進委員会は、男女平等社会の実現に向けて活動する団体の代表3人以内、公募市民3人以内、識見を有する者4人以内で構成されます。

全庁にわたる横断的な推進体制として、「国分寺市男女平等推進協議会」（以下「推進協議会」という。）により男女共同参画推進施策の調整と推進を行います。

（２）市民、事業者等との連携と協働

男女共同参画社会の実現に向けて施策を推進するにあたっては、市民や事業者等との連携や協働が欠かせません。市・市民・事業者等がさまざまな分野で主体的にそれぞれの役割を果たしていくことを目指します。

（３）国や東京都、関係機関との連携

国の法整備や、東京都が広域的に実施すべき事項等については、国や東京都に積極的に働きかけを行うとともに、必要に応じて他の関係機関と連携を図ります。

（４）行動計画の効果的な進行管理

年度ごとに推進状況を確認し、「国分寺市男女平等推進条例」第10条に基づき推進委員会からの意見を聴取し、年次報告書を作成し、公表します。

推進状況の評価は、計画の見直しや施策の次年度以降の取組に反映します。

さらに、より具体的に進行管理を行うために、成果目標を設定し、その達成に向けて事業・施策を推進していきます。

（５）配慮すること

性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている場合や、障害があること、日本で生活する外国人であること等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合について、計画推進全般にわたって人権尊重の観点から配慮をします。

6 計画の基本理念

「国分寺市男女平等推進条例」第3条に規定する基本理念をこの計画の基本理念とします。

（１）性別にかかわらずだれもが、個人として尊重され、性別に起因する差別及び暴力がなく、ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により、個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく、多様な生き方が選択できること。

（２）性別の観点から、社会における制度又は慣行をできる限り中立なものにすること。

- (3) 市における政策又は事業者等における方針の立案若しくは決定をはじめとするあらゆる場に、性別にかかわらずだれもが対等に参加できること。
- (4) 性別にかかわらずだれもが、家庭内での協力及び社会的支援のもとに、子育て、介護等家族としての役割を果たすことと職場、地域等において活動することとを両立できるようにすること。
- (5) 国際社会における取組と密接な関係があることを認識して取組を推進すること。

7 計画の目標

「国分寺市男女平等推進条例」第3条に規定する基本理念に沿って施策を推進するにあたり、目指す国分寺像として計画の目標を次のとおり定めます。

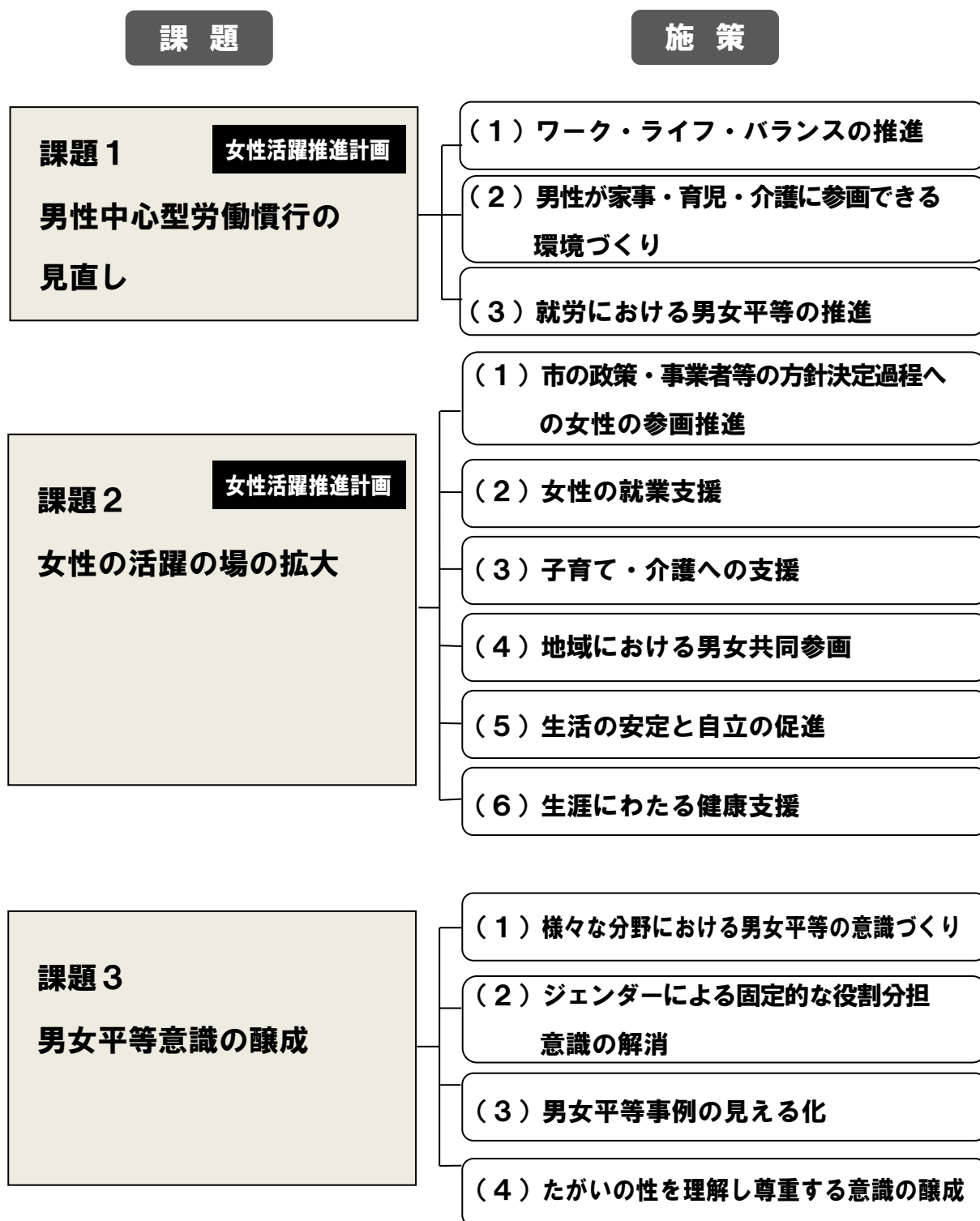
男女の人権を尊重しだれもが相互につながり助け合い自己実現できるまち

※「男女の人権」……ひとくくりに「人権」の問題について取り扱うのではなく、「男らしさ」「女らしさ」といった社会通念や慣習から生じる人権の問題、性別に起因する人権の問題という観点に着目し、その観点から問題を強調するために、「男女の」としています。

<成果目標>

課 題	項 目（データ出典）	現 状	成果目標		[参考] 国目標(期限)
			中間(期限)	最終(期限)	
1	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の 認知度 (男女平等に関する市民意識・実態調査)	57.4% (平成 27 年度)	70% (令和 2 年度)	80% (令和 6 年度)	—
	庁内の男性職員の育児休業取得率 (国分寺市特定事業主行動計画)	8 % (平成 27 年度)	15% (令和 2 年度末)	20% (令和 6 年度)	13% (平成 32 年)
	庁内の超過勤務の縮減 (国分寺市特定事業主行動計画)	一人あたり 月 8.3 時 間 (平成 27 年度)	一人あたり 月 6.4 時 間 (令和 2 年度末)	特定事業主 行動計画の 目標値	—
	週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合 (男女平等に関する市民意識・実態調査)	9.9% (平成 27 年度)	5 % (令和 2 年度)	5 %以下 (令和 6 年度)	5 % (平成 32 年)
2	審議会等委員に占める女性の割合 (人権平和課)	32% (平成 27 年度)	40%以上 (令和 2 年度)	40%以上 (令和 6 年度)	30%以上 (平成 32 年)
	庁内の女性職員の登用（国分寺市特定事業主行動計画）				
	管理職（課長以上）に占める女性の割合	10.1% (平成 27 年度)	15%以上 (平成 29 年度)	20% (令和 6 年度)	20% (平成 32 年度末)
	係長職に占める女性の割合	28.2% (平成 27 年度)	30%以上 (平成 29 年度)	35% (令和 6 年度)	35% (平成 32 年度末)
	防災会議の委員に占める女性の割合 (防災安全課)	9.1% (平成 27 年度)	30% (令和 2 年度)	30%以上 (令和 6 年度)	30% (平成 32 年)
	保育所待機児童数 (子ども若者計画課)	88 人 (平成 27 年度)	解消 (令和 2 年度)	解消 (令和 6 年度)	解消 (平成 29 年度末)
3	「ジェンダー」という言葉の認知度 (男女平等に関する市民意識・実態調査)	59.3% (平成 27 年度)	70% (令和 2 年度)	80% (令和 6 年度)	—
5	「男女平等推進センター」の認知度 (男女平等に関する市民意識・実態調査)	22.8% (平成 27 年度)	40% (令和 2 年度)	60% (令和 6 年度)	—
6	夫婦間における「平手で打つ」「足でける」 を暴力として「どんなことがあっても許され ない」と認識する人の割合 (男女平等に関する市民意識・実態調査)	平 手 で 打 っ 男性 73.5% 女性 79.8% 足でける 男性 93.6% 女性 91.9% (平成 27 年度)	100% (令和 2 年度)	100% (令和 6 年度)	—
全 体	「男女共同参画社会」という言葉の 認知度 (男女平等に関する市民意識・実態調査)	65.2% (平成 27 年度)	100% (令和 2 年度)	100% (令和 6 年度)	100% (平成 32 年)

8 計画の体系



課 題

施 策

課題4

男女平等教育の充実

(1) 学校における人権・男女平等教育の充実

課題5

男女平等に関する広報・啓発活動

(1) 「男女平等推進センター」の活用促進

(2) 男女の人権に配慮した表現の推進

課題6

第2次DV防止基本計画

性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

(1) 相談業務の充実と関係機関との連携強化

(2) DV予防のための取組推進

(3) 被害者の安全確保と自立支援

(4) 人権侵害を予防するための支援

(5) 性犯罪被害者の支援

*課題1と課題2は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」にあたるもので、「国分寺市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画（女性活躍推進計画）」とします。

*課題6は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」にあたるもので、「第2次国分寺市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画（第2次DV防止基本計画）」とします。

Ⅱ 評価の考え方・手法について

1 評価の目的

第2次国分寺市男女平等推進行動計画（以下「第2次行動計画」という。）は、男女共同参画を推進するための施策を体系化したものです。第2次行動計画がどの程度達成されたかを客観的に評価することで、どの分野で男女共同参画推進施策が進んだか、あるいは進んでいないか、どういう事業が効果的か、あるいは効果的でないかが明らかになり、次に取り組むべき課題等を明らかにすることができます。

また、男女共同参画を推進するためには、市民の方々に男女共同参画について理解していただくことが重要です。評価結果を市民に公表することで、男女共同参画に関する市民の理解が深まることが期待できます。

2 評価者とその役割

国分寺市男女平等推進専門委員会（庁内の主に事業所管課所属の職員で構成する市の内部組織。以下「専門委員会」という。）からの評価報告を受けて、附属機関である推進委員会は、専門委員会の報告を確認しつつ専門性を活かし、市民の見地をもった第三者的立場から施策内容に対する評価の妥当性を主眼に審議、評価を行います。

推進委員会の評価、答申を踏まえ、推進協議会（副市長を会長とし7人の部長で構成する市の内部組織）において、全庁にわたる横断的な推進のため、総合的な見地から推進状況の評価します。評価に当たっては市民、事業者等の意見が十分反映され、公正で市民にわかりやすいものとなるよう配慮します。

3 評価の頻度と公表

計画的に進行管理を行うために、評価は毎年度実施し、その結果については、市が市民や事業者等に広く公表します。

4 評価の方法

計画の実効性を高めるため、以下の各段階を踏んで評価を行います。

（1）所管課による自己評価（自己点検票の作成）

各事業の所管課は、年度当初に第2次行動計画の事業内容に即した目標を設定します。年度末には、1年間の進捗状況を鑑み、男女共同参画推進の視点から自己評価を行います。年度ごとに事業評価及び目標設定を行うことで、実施した事業を振り返るとともに、取り組むべき事業や課題を明確にし、次の目標に反映させることができます。所管課の評価の基準は次のとおりです。

[評価の基準]

A：目標を達成した。 B：目標をほぼ達成した。 C：目標達成できず。
D：実績がなかった。

(2) 事務局による施策評価案の作成

事務局である人権平和課は、自己点検票を施策ごとに集約し、施策評価案を作成します。評価については、所管課による自己評価を数値換算（A=6～5点、B=4～3点、C=2～1点、D=0点）します。施策ごとに合計した数値を事業数で除し、その平均値をもとめて評価します。

(3) 専門委員会の評価

自己点検票及び施策評価案を確認し、所管課評価と同様の基準に基づいて施策評価を行います。委員に所管課の職員がいる場合には、所管課としての意見も聞きながら、評価を進めます。必要に応じて評価理由を記載します。

(4) 推進委員会の評価

自己点検票及び専門委員会評価を確認し、専門性を活かし計画の推進状況进行评估します。施策ごとの評価をまとめて、市長に意見として答申します。

(5) 推進協議会の評価

推進委員会からの評価、答申を受け、総合的な見地から市としての施策ごとの推進状況評価を行います。

5 評価結果の報告

市は、評価結果を年次報告書としてとりまとめ、市民及び事業者等に分かりやすい形で報告します。

Ⅲ 男女平等推進委員会からの答申

令和7年2月27日

国分寺市長

井 澤 邦 夫 様

国分寺市男女平等推進委員会

委員長 甲 斐 田 き よ み

第2次国分寺市男女平等推進行動計画の進捗状況及び第3次国分寺市男女平等推進行動計画の策定について（答申）

令和6年6月27日付けで諮問のありました「男女平等推進行動計画の進捗状況に関する事」及び「男女平等推進行動計画の策定に関する事」について、次のとおり答申する。

記

1 男女平等推進行動計画の進捗状況に関すること

(1) 本委員会における第2次国分寺市男女平等推進行動計画評価の経緯

第2次国分寺市男女平等推進行動計画（以下「第2次行動計画」という。）は、これまでの男女平等推進行動計画の実施状況を精査し、男女平等社会の実現に向けて、「男女共同参画社会基本法」及び「国分寺市男女平等推進条例（平成19年条例第10号。以下「条例」という。）」に基づき、施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として、平成29年3月に策定された。

本委員会は市長の諮問を受け、第2次行動計画策定にあたっては、「第2次行動計画の策定に係る意見聴取について」答申している。

今年度は、第2次行動計画の令和5年度の進捗状況評価を行った。

(2) 進捗状況評価について

本委員会での令和5年度進捗状況評価は次のとおりである。各所管課（室）においては、本答申の内容を念頭に置きながら、今後の事業に取り組まれない。

課題1 男性中心型労働慣行の見直し

- ・ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーや講座、相談窓口の開催に当たっては、利用実績を把握し、利用者増加のためのより効果的な手法を検討されたい。
- ・性別に関わらず家事・育児・介護に参画できる環境づくりの取組において、既存の事業への参加者の男女比を検証するなど、男女平等推進の視点で評価を行われたい。

課題2 女性の活躍の場の拡大

- ・附属機関の委員における性による偏りの解消について、依然として数値目標を達成できない状況が続いている。理由の検証と対策について検討されたい。

- ・複数の事業において、実施されている事業がどのように男女共同参画に寄与するかが不明であるため、関連性を明確に示すとともに、効果的な事業実施に努められたい。

課題3 男女平等意識の醸成

- ・男女平等意識の醸成は、男女平等推進のために極めて重要な要素である。様々な取組によって、どの程度男女平等意識の醸成が図られたかを検証し、明らかにされたい。
- ・引き続き、「男女平等推進センター」の効果的な活用について、より多くの人々が利用でき、男女平等意識の醸成に役立つ場となるような取組を望む。

課題4 男女平等教育の充実

- ・数値目標を「市立小・中学校全校」としている事業では、効果を測ることが困難であり、またこれに対して目標を上回ったとする評価は適切でない。より具体的な効果測定ができるよう数値目標の変更を検討されたい。

課題5 男女平等に関する広報・啓発活動

- ・男女平等推進センターの周知と機能充実のため、講座開催やその他広報などテーマや手法を工夫し、多くの取組を行ったことは評価する。引き続き、「男女平等推進センター」の周知と効果的な活用について取り組まれない。
- ・「男女平等の視点による表現のガイドライン」の周知は、ジェンダーにとらわれず人権を尊重した表現を推進するために極めて重要である。会議などの周知回数ではなく、周知できた人数を把握し、今後の取組に生かされたい。

課題6 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

- ・ 障害者、高齢者、子どもに対するDV・虐待等は、性別により被害の生じ方や影響が異なることを念頭において事業を実施し、男女平等推進の視点で目標設定をされたい。
- ・ 数値目標を講座や会議の開催回数、リーフレットの配布や配架、行事実施回数としている事業が複数見受けられるが、各事業の実施により、その事業が男女平等推進にどのように寄与したかを明らかにされたい。

(3) 今後に向けて

以上が第2次行動計画の令和5年度進捗状況に対する本委員会の評価であるが、全体として次の3点を付言する。

- ①本来の目的である男女平等推進への効果が明確でない目標設定や、目標に対応する実績が記載されていないもの、男女平等推進への効果が十分に検証されていないものが多く見受けられた。各所管課（室）においては、現状の課題把握に努め、課題への対応策、取組の結果、男女平等推進への効果を明確に記載し、本進捗評価が男女平等推進施策の進展において有益なものとなるよう努められたい。
- ②令和2年度に、第2次行動計画の後期4年間についての各施策の目標設定等を見直しているが、その後の状況の変化等により、数値目標に対して、実績が大幅に乖離している事業が複数あった。必要に応じて、数値目標を見直すことを検討されたい。
- ③市では、第2次行動計画に基づき男女平等推進施策が展開されているところであるが、日本におけるジェンダー平等の実現は遅々として進まない状況にある。ジェンダーギャップの解消を喫緊の課題と捉え、身近なところから積極的に取り組まれない。また、次期計画となる「第3次国分寺市男女平等推進行動計画」（以下「第3次行動計画」という。）を基に、より充実した男女平等推進施策の実施を切望する。

2 男女平等推進行動計画の策定に関すること

(1) 基本的な考え方

条例第3条（基本理念）では、以下のとおり規定されている。

- ・性別にかかわらずだれもが、個人として尊重され、性別に起因する差別及び暴力がなく、ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により、個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく、多様な生き方が選択できること。
- ・性別の観点から、社会における制度又は慣行をできる限り中立なものにすること。
- ・市における政策又は事業者等における方針の立案若しくは決定をはじめとするあらゆる場に、性別にかかわらずだれもが対等に参加できること。
- ・性別にかかわらずだれもが、家庭内での協力及び社会的支援のもとに、子育て、介護等家族としての役割を果たすことと職場、地域等において活動することとを両立できるようにすること。
- ・国際社会における取組と密接な関係があることを認識して取組を推進すること。

また、令和3年には、「互いの立場を認め合う」、「互いの意見を認め合う」、「互いに助け合う」の3つを軸とした「国分寺市すべての人を大切にするまち宣言」を制定し、すべての人が個人として尊重され、多様な生き方を相互に認め合える共生社会の実現を目指している。

第3次行動計画の策定に当たっては、目指す姿を条例第3条に規定する基本理念と、「国分寺市すべての人を大切にするまち宣言」に沿って、以下のとおり定め、その実現を図っていくことが重要と考える。

～すべての人の人権を尊重し

だれもが相互につながり助け合い自己実現できるまち～

(2) 男女平等に係る課題の整理

国分寺市の統計や「国分寺市男女平等に関する市民意識・実態調査」（以下、「市民意識調査」という。）結果等をもとに、国分寺市の男女平等に関する課題を整理する。

- ① ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、様々な分野に様々な角度でのアプローチが必要。
 - ・ 市民意識調査では、「仕事」と「家庭生活」と「個人の生活」の優先度について、「すべてのバランスをとりたい」という希望が多いが、現実には男性は「仕事のみ」を、女性は「家庭生活のみ」を優先することが多く、男性中心の労働環境の意識が強く残っている。
 - ・ 市民意識調査において、ワーク・ライフ・バランスの実現に重要だと思うこととしては、「多様な働き方」、「職場内の理解」、「長時間労働の見直し」、「ワーク・ライフ・バランスの支援」、「社会的サポートの充実」等が挙げられており、意識変革、支援、制度変更と課題は多岐にわたっている。
 - ・ 市民意識調査によれば、夫婦共働きは増加しているものの、パートナーに求める働き方において、子育てや介護があるとき、女性は「パートナー（男性）に対し働き続けること」、男性は「パートナー（女性）に対し一時休職・離職して世話をすること」を求めている割合が多くなっている。
 - ・ 育児・介護休業（休暇）の取得状況は、男女ともに増加している。また、育児・介護休業（休暇）の取得で必要なこととして、「上司や同僚の理解」、「経済的支援」、「復帰時の仕事の保障」、「代替要員の確保」等が市民意識調査で挙げられている。
 - ・ 市民意識調査結果では、家庭内の家事等役割分担において、「食事の支度」、「食事の後片付け」、「掃除」、「洗濯」など、依然として主に女性が担っている傾向がある。また、「配偶者やパートナーと分担している」という意識は、男性に比べ女性では低く、男女で役割分担の意識に差が出ている。
 - ・ 男性が家事などに積極的に参加するためには、「多様な働き方で、仕事以外の時間を確保する」、「家事等をする抵抗感をなくす」、「職場において男性が家事等をすることの理解」等が市民意識調査で挙げ

られている。

② あらゆる場面で女性が活躍できるためには、充実した支援が必要。

- ・ 市民意識調査では、男女平等感について「学校教育の場」では平等と感じている人が多くなっているが、「政治の場」、「法律や制度」、「社会通念・しきたりなど」では男性が優遇されていると感じる人が多く、女性が活躍できる機会が少ないといえる。
- ・ 国分寺市の就労人数は約5,000人男性が多く、男女どちらも半数以上が市外で働いている。また雇用形態では、男性は正規職員が約7割、パート・アルバイトが約1割に対し、女性は正規職員が約4割、パート・アルバイトが約4割となっている。女性の年齢別労働力では30歳以降において、東京都や全国よりも割合が低くなっている。
- ・ 女性が働き続けるために必要なことは、「多様な働き方や休業の制度を充実させることである」と考えている人が多いことが市民意識調査で明らかになっている。

③ 男女平等意識を浸透させるためには、市民の意識を更に育て、子どもの頃からの男女平等意識の種まきが重要。

- ・ 市民意識調査では、男女平等の実現度について、「実現している」は7割を超えているが、そのうち「十分進んでいる」と「かなり進んでいる」が少なく、「少し進んでいる」が半数以上と多くなっていることから、十分に進んでいるとはいえない状況である。
- ・ 市民意識調査における男女平等関連の用語の認知度では、「DV」、「ジェンダー」、「男女雇用機会均等法」などが広く認知されている用語がある一方、「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」等、新しい用語については認知度が低く、男女平等についての新しい知識を学んでいく必要がある。
- ・ 市民意識調査結果から、男女平等を実現するためには、「学校で男女平等意識を育てる教育の充実」が必要との回答が多くなっている。また、セクシュアル・マイノリティ当事者が生活しやすくするためには、「学校教育での知識・理解の習得」が多くなっており、子どもの頃からの教育が期待されている。

④ 男女平等推進センターが中心となり、男女平等の啓発活動を着実に広げる取組が重要。

- ・ 市民意識調査では、条例をはじめ、男女平等に関する計画等の認知度が低い状況となっている。また、男女平等推進センター（ライツこくぶんじ）の認知度も低く、男女平等推進センターの利用者も少ない状況である。

- ・ 国勢調査では、国分寺市に市外から約8,000人が転入しており、国分寺市から市外への転出もほぼ同数となっている。また、20代～30代の転出入者が全体の約6割となっており、国分寺市の男女平等の取組について、知らない市民が若年層を中心に常にいることがうかがえる。

⑤ DVを知り、無くす、困難を抱える女性を知り、支える取組は急務。

- ・ 都内各施設で受け付けた配偶者暴力に関する相談件数は年々増加する一方、DV被害から守るための一時保護件数は減少傾向となっている。

- ・ 市民意識調査では、暴力として様々なDV行為を「許されない」と回答した人がほとんどではあるが、「何を言っても長時間無視し続ける」や「大声でどなる」等、身体にかかわらないDV行為は「場合によっては許される」と答えた割合が多くなっている。

- ・ 昨今、生活困窮や性暴力・性犯罪被害、家庭問題等を複合的に抱えた女性が顕在化しており、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」を基に、女性支援強化が求められている。

(3) 第3次行動計画の目標と施策

男女平等に係る課題の整理から、次の5つの目標を設定し、目標ごとの施策を示す。

目標1 だれもが働きやすい環境づくり

(1) ワーク・ライフ・バランスの推進

(2) 家事・育児・介護への参加促進

(3) 就労における男女平等の推進

目標 2 女性の活躍の場の拡大

- (1) 市の政策・事業者等の方針決定過程への女性の参画促進
- (2) 女性の就業支援
- (3) 地域における男女共同参画
- (4) 生涯にわたる健康支援

目標 3 男女平等意識の浸透

- (1) ジェンダーによる固定的な役割分担意識の解消
- (2) 男女の人権に配慮した表現の推進
- (3) たがいの性を尊重する意識の醸成
- (4) 学校における人権・男女平等教育の充実

目標 4 男女平等推進拠点の発展

- (1) 「男女平等推進センター」の活用促進
- (2) 様々な分野における男女平等の意識づくり
- (3) 男女平等事例の見える化

目標 5 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

- (1) 相談業務の充実と関係機関との連携強化
- (2) DV 予防のための取組推進
- (3) 被害者の安全確保と自立支援
- (4) 人権侵害を予防するための支援
- (5) 性犯罪被害者の支援
- (6) 困難な問題を抱える女性への支援
- (7) 生活の安定と自立の促進

(4) 結びに

国分寺市では、平成20年に国分寺市男女平等推進行動計画を、平成29年に第2次行動計画を策定し、男女平等推進に関する施策を総合的に推進してきたが、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣習や社会制度は依然として根強いものがある。

また、性別にかかわらずだれもが家庭生活や地域・社会活動と仕事を両立しやすい環境の整備等や性別に起因する暴力・人権侵害、日常生活などで抱える問題の複雑化・多様化・複合化等、多くの課題も残っている。

今般策定される第3次行動計画を基に、国分寺市において様々な施策が展開され、もって男女平等社会の実現に寄与することを希求する。

以上

IV 施策別推進状況評価

[基本目標]

男女の人権を尊重しだれもが相互につながり助け合い自己実現できるまち

課題		施策	評価
1	男性中心型労働慣行の見直し	(1) ワーク・ライフ・バランスの推進	B
		(2) 男性が家事・育児・介護に参画できる環境づくり	B
		(3) 就労における男女平等の推進	B
2	女性の活躍の場の拡大	(1) 市の政策・事業者等の方針決定過程への女性の参画推進	B
		(2) 女性の就業支援	B
		(3) 子育て・介護への支援	B
		(4) 地域における男女共同参画	B
		(5) 生活の安定と自立の促進	B
		(6) 生涯にわたる健康支援	B
3	男女平等意識の醸成	(1) 様々な分野における男女平等の意識づくり	B
		(2) ジェンダーによる固定的な役割分担意識の解消	A
		(3) 男女平等事例の見える化	B
		(4) たがいの性を理解し尊重する意識の醸成	B
4	男女平等教育の充実	(1) 学校における人権・男女平等教育の充実	B
5	男女平等に関する広報・啓発活動	(1) 「男女平等推進センター」の活用促進	A
		(2) 男女の人権に配慮した表現の推進	B
6	性別に起因する暴力や人権侵害の根絶	(1) 相談業務の充実と関係機関との連携強化	B
		(2) DV予防のための取組推進	B
		(3) 被害者の安全確保と自立支援	B
		(4) 人権侵害を予防するための支援	B
		(5) 性犯罪被害者の支援	B

評価	評価の基準	令和5年度
A	目標を上回った。	2
B	目標を達成した。	19
C	目標達成できず。	0
D	実績がなかった。	0

■令和5年度 施策別事業実績

課題1 男性中心型労働慣行の見直し〔女性〕

施策1 ワーク・ライフ・バランスの推進

施策別事業実績の見方

No.1 ワーク・ライフ・バランスに関する広報啓発活動				
事業内容	市報や情報誌、市ホームページ等による広報啓発を行います。 男性が子どもと一緒に参加できる講座開催等により、ワーク・ライフ・バランスについて考える機会を提供します。			
経済課	事業目標	・ワーク・ライフ・バランスに関連したセミナーを東京都等関係機関とともに開催する。 ・ワーク・ライフ・バランスの各種事業・制度に関する情報提供を行う。	数値目標	講座参加者数50人
	事業実績	令和6年2月21日及び26日に東京都労働相談情報センター多摩事務所と「男女ともに自分らしく働くためのセルフケアとポジティブ心理学」を共催した。参加した56人のうち約94%が参考になったと回答しており、ワーク・ライフ・バランスについて考えるよい機会を提供できたと考えられる。	数値実績	講座参加者数56人
人権平和課	事業目標	・ワーク・ライフ・バランスに関する広報を行い、市民に対する意識啓発を行う。 ・男性も参加できるワーク・ライフ・バランス講座を開催し、男性の家事・育児・介護等への参加を促進する。	数値目標	市報・HP・ツイッター等によるワーク・ライフ・バランスの広報及び講座開催5回
	事業実績	東京しごとセンター多摩・経済課との共催により、50代以上向けのキャリア講座や在宅ワーク入門セミナーなどを開催し、ライフスタイルにあわせたキャリアプランについて学ぶ機会を提供した。また、センター登録団体との共催により、「家事シェアとリスペクト講座」を実施した。参加者数は3件合計で174名、アンケート満足度は92%となり、ワーク・ライフ・バランスの向上に効果的であったと考えられる。	数値実績	市報・HP・ツイッター等によるワーク・ライフ・バランスの広報及び講座開催5回

※事業No.2、No.3省略

市長から諮問を受けた識見を有する者・公募市民等で組織する推進委員会において、客観的な視点から行った施策評価です。

職員で組織する専門委員会の施策評価です。必要に応じてコメントを記載しています。

課題1 施策1 施策評価		
専門委員会	事業No.3(経済課)について、数値目標を開設回数としているため、毎週開設すれば必ず48回となり、最大値が変わらないため、評価が難しい。数値目標指標及び数値目標の変更を検討されたい。	B
推進委員会	事業No.3(経済課)について、数値目標を開設回数としたことは理解するが、利用実績の記載や利用者増加のための取組を検討されたい。	B
推進協議会	両委員会の評価を踏まえ、協議会としても同様の評価とする。	B

推進委員会の評価をもとに、総合的な見地から全庁にわたる横断的な推進体制として設置されている推進協議会で行った施策評価です。

■令和5年度 施策別事業実績

課題1 男性中心型労働慣行の見直し〔女性活躍推進計画〕

施策1 ワーク・ライフ・バランスの推進

No.1 ワーク・ライフ・バランスに関する広報啓発活動				
事業内容	市報や情報誌、市ホームページ等による広報啓発を行います。 男性が子どもと一緒に参加できる講座開催等により、ワーク・ライフ・バランスについて考える機会を提供します。			
経済課	事業目標	・ワーク・ライフ・バランスに関連したセミナーを東京都等関係機関とともに開催する。 ・ワーク・ライフ・バランスの各種事業・制度に関する情報提供を行う。	数値目標	講座参加者数50人
	事業実績	令和6年2月21日及び26日に東京都労働相談情報センター多摩事務所と「男女ともに自分らしく働くためのセルフケアとポジティブ心理学」を共催した。参加した56人のうち約94%が参考になったと回答しており、ワーク・ライフ・バランスについて考えるよい機会を提供できたと考える。	数値実績	講座参加者数56人
人権平和課	事業目標	・ワーク・ライフ・バランスに関する広報を行い、市民に対する意識啓発を行う。 ・男性も参加できるワーク・ライフ・バランス講座を開催し、男性の家事・育児・介護等への参加を促進する。	数値目標	市報・HP・ツイッター等によるワーク・ライフ・バランスの広報及び講座開催5回
	事業実績	東京しごとセンター多摩・経済課との共催により、50代以上向けのキャリア講座や在宅ワーク入門セミナーなどを開催し、ライフスタイルにあわせたキャリアプランについて学ぶ機会を提供した。また、センター登録団体との共催により、「家事シェアとリスペクト講座」を実施した。参加者数は3件合計で174名、アンケート満足度は92%となり、ワーク・ライフ・バランスの向上に効果的であったと考えられる。	数値実績	市報・HP・ツイッター等によるワーク・ライフ・バランスの広報及び講座開催5回
No.2 庁内におけるワーク・ライフ・バランスの推進				
事業内容	子育てや介護などと仕事が両立できる環境の充実を図ります。 休暇制度の周知や男性の育児休業の取得率向上に努め、ワーク・ライフ・バランスを推進します。			
職員課	事業目標	・男性職員の育児休業取得の促進(50%以上) ・子育て介護に関する休暇制度の庁内周知	数値目標	男性職員の育児休業取得率 新規対象者50%以上
	事業実績	・新規対象者に対し育児休業の勧奨を行い、17名中10名が育児休業を取得した。 ・4月と10月に庁内向けに子育て介護に関する休暇制度の周知を行った。	数値実績	男性職員の育児休業取得率 新規対象者58.8%
人権平和課	事業目標	・ワーク・ライフ・バランスに関する広報を行い、庁内に向けた意識啓発を行う。 ・男性も参加できるワーク・ライフ・バランス講座を開催し、庁内周知を行う。	数値目標	市報・HP・ツイッター等によるワーク・ライフ・バランスの広報及び講座開催5回
	事業実績	男性ジェンダーに基づくアンコンシャス・バイアスを解消する一般向け講座「板ばさみに悩む男たち～怒られたくも傷つけたくもない『一般男性』の話～」を、男性も参加しやすい平日夜間にオンラインで開催し、その周知を職員向けにも行い、参加を促した。	数値実績	市報・HP・ツイッター等によるワーク・ライフ・バランスの広報及び講座開催4回

No.3 庁内・事業者等における長時間労働削減の取組の促進				
事業内容	日常業務や業務分担の見直しを行い、特定事業主行動計画と連動し、超過勤務の縮減目標の達成に向け取り組みます。 市内事業者等に向けた広報啓発を行い、長時間労働削減を推進します。			
職員課	事業目標	特定事業主行動計画に基づき超過勤務縮減に取り組む。(一人あたりの月超過勤務数を月6.4時間に縮減)また、当初予測できなかった短期業務について、会計年度任用職員(時間額)の配置によるワークシェアリングを行う。	数値目標	一人あたりの月超過勤務時間数6.4時間
	事業実績	当初予測できなかった短期業務について、会計年度任用職員(時間額)の配置によるワークシェアリングを行ったが、目標を達成することはできなかった。	数値実績	一人あたりの月超過勤務時間数8.7時間
経済課	事業目標	・働き方改革に伴う長時間労働削減に関連した個別相談会を働き方改革推進支援センターとともに開催する。 ・働き方改革に関する情報提供・啓発を行う。	数値目標	遠隔労働相談の窓口開設回数48回
	事業実績	東京都労働相談情報センター多摩事務所と連携し、毎週金曜日に市役所第四庁舎に遠隔労働相談窓口を開設した。	数値実績	遠隔労働相談の窓口開設回数48回
人権平和課	事業目標	ワーク・ライフ・バランスや長時間労働削減に関する広報を行い、市内事業者等に対する意識啓発を行う。	数値目標	市報・HP・ツイッター等によるワーク・ライフ・バランス及び長時間労働削減の広報3回
	事業実績	国分寺市商工会に、国や都の作成した男女雇用機会均等法をはじめとする各種労働法の解説書や、パパママ育児奨励金に関する周知用の広報物を送付し、事業者等への情報提供を依頼した。	数値実績	市報・HP・ツイッター等によるワーク・ライフ・バランス及び長時間労働削減の広報2回

課題1 施策1 施策評価		
専門委員会	事業No.3(経済課)について、数値目標を開設回数としているため、毎週開設すれば必ず48回となり、最大値が変わらないため、評価が難しい。数値目標指標及び数値目標の変更を検討されたい。	B
推進委員会	事業No.3(経済課)について、数値目標を開設回数としたことは理解するが、利用実績の記載や利用者増加のための取組を検討されたい。	B
推進協議会	両委員会の評価を踏まえ、協議会としても同様の評価とする。	B

施策2 男性が家事・育児・介護に参画できる環境づくり

No.4 性別に関わらず家事・育児・介護をするための意識・環境づくり				
事業内容	講座開催等により、様々なスキルや支援の情報提供を行います。 家事・育児・介護は男女が共に行うものであることを啓発し、多様な家族の実情に応じて、性別に関わらず積極的に携わることができる環境を整えます。			
人権平和課	事業 目標	・男性も参加できるワーク・ライフ・バランス講座を開催し、男性の家事・育児・介護等への参加を促進する。 ・家事・育児・介護はジェンダーに左右されず行われるものであることを、周知啓発する。	数値 目標	市報・HP・ツイッター等によるジェンダー平等の広報及び講座開催3回
	事業 実績	国立女性教育会館から書籍を借用し、男性論やアンコンシャス・バイアスの解消について学ぶ資料のみを展示する特別コーナーを用意した。また、家事をシステム化し、負担が女性にばかり集中しない方法論について学ぶ家事シェア講座を開催した。東京しごと財団の家事・育児・介護を支援する各種制度についてチラシを配架し、希望者への周知を図った。	数値 実績	市報・HP・ツイッター等によるジェンダー平等の広報及び講座開催3回
子育て相談室	事業 目標	妊婦とパートナーを対象として、妊娠・出産・育児に関する知識の習得、母子保健サービスの情報提供、妊娠中の不安の軽減を図り、妊婦・パートナーが共に育児を行うものであることを啓発する。	数値 目標	第1子を妊娠中の方のうち、両親学級を受講した方の方の数650人
	事業 実績	両親学級において母子保健サービスの情報提供や保健師講和による育児の役割分担について、また、わくわく同窓会で先輩ママ・パパより育児情報を得ることで、妊婦・パートナーが共に育児を行うものであることを啓発した。	数値 実績	第1子を妊娠中の方のうち、両親学級を受講した方の方の数579人
高齢福祉課	事業 目標	・地域包括支援センターが開催する家族介護者交流会等を通じて、性別に関わらず積極的に介護に携わる意識を高める。 ・性別に関わらず介護役割を担う人が、家族や地域から孤立化することを防止する。	数値 目標	家族介護者交流会 延べ参加者数(オンライン含む)200人
	事業 実績	家族介護者交流会として、各地域包括支援センターが介護者の負担軽減や孤立化防止を目的として開催している。性別に関わらず介護者同士の交流の機会となっている。数値目標には達していないが、参加人数は昨年度より増加している。	数値 実績	家族介護者交流会 延べ参加者数(オンライン含む)132人
子ども子育て支援課	事業 目標	男女共に育児に関わるよう、親子で楽しめる子どもの遊び場を提供する。	数値 目標	土曜日開館児童館6館
	事業 実績	児童館6館で土曜日開館を実施した。土曜日は父親が子どもを連れて来たり、親子で一緒に児童館に来館し子どもの工作を見守る姿なども多く見られた。また、土曜日に料理やたき火等のイベントも実施したことで、多くの親子が参加し楽しんでた。	数値 実績	土曜日開館児童館6館
子育て相談室	事業 目標	通園教室の家庭支援骨子に基づき、父親が参加しやすいように土・日に行事を設定し、特に父親の積極的な行事への参加を呼びかけると共に、父親が育児に参加することへの意識向上を狙って支援を行う。	数値 目標	こどもの発達センターつくしんぼ行事に対する父親の平均参加率84%
	事業 実績	対象行事は入園式、保護者交流会、保護者講演会、療育参加、合同防災訓練、こども会、お別れ会(親子行事から名称変更)、卒園式の8つ。コロナ禍で中止していた行事を実施したり、人数制限をかけていたものをかけずに実施した。父親参加総数は88名(平均参加率 65%)参加はしていただいているが目標数値は下回った。父親に来ていただくように積極的に声をかけたが仕事・家庭の都合等で参加が難しかったことが考えられる。行事ごとの父親の参加は増えているため、引き続き参加のしやすい土・日に行事を設定し、積極的な参加を促していく。	数値 実績	こどもの発達センターつくしんぼ行事に対する父親の平均参加率65%

課題1 施策2 施策評価		
専門委員会	事業No.4(高齢福祉課)について、数値目標を達成していないので、目標に対する評価は「1」とする。男女平等推進に対する評価は、事業実績から見て前年度と変更がなく、参加人数も増加していることから、前年度同様「3」とする。	B
推進委員会	・事業No.4(全体)について、男女平等推進に対する効果を事業実績に記載されたい。 ・事業No.4(子育て相談室)について、数値目標(両親学級を受講した方の数)が高すぎるということはないか検討されたい。 ・事業No.4(高齢福祉課)について、参加者の男女比を検証し、事業実績に記載されたい。	B
推進協議会	両委員会の評価を踏まえ、協議会としても同様の評価とする。	B

施策3 就労における男女平等の推進

No.5 事業者等へむけた男女平等・格差是正に関する啓発・情報提供				
事業内容	市報・市ホームページや男女平等推進センター情報誌等の様々な媒体を通じ、各種制度や女性活躍推進法に基づく公開情報を紹介し、均等待遇に向けた事業主への理解を深めます。			
経済課	事業目標	・男女雇用平等に関連したセミナーを東京都等関係機関とともに開催する。 ・男女雇用平等の各種事業・制度に関する情報提供を行う。	数値目標	講座参加者数(1回あたり)100人
	事業実績	令和5年7月27日及び28日に女性活躍推進法改正の概要や男女の賃金の差異と解消に向けた取組みに関するセミナーを東京都労働相談情報センター多摩事務所と共催した。参加者の約96%が参考になったと回答していることから、セミナーを通じて男女平等推進に関する情報提供を行うことができた。なお、講座の実施方法をオンラインから対面に切り替えたため、次年度から数値目標指標・数値目標を変更する。	数値実績	講座参加者数(1回あたり)38人
人権平和課	事業目標	各種制度や女性活躍推進法に関する広報を行い、事業者等に対する啓発・情報提供を行う。	数値目標	市報・HP・ツイッター等による各種制度や女性活躍推進法の広報3回
	事業実績	男女雇用機会均等月間である6月の市報で、労働施策総合推進法等についてハラスメント対策強化の観点から記事を作成・掲載した。また、国分寺市商工会に女性活躍推進に係る広報物を送付し、事業者への周知を依頼した。	数値実績	市報・HP・ツイッター等による各種制度や女性活躍推進法の広報3回

課題1 施策3 施策評価		
専門委員会	所管課の評価のとおりとする。	B
推進委員会	専門委員会の評価のとおりとする。	B
推進協議会	両委員会の評価を踏まえ、協議会としても同様の評価とする。	B

課題2 女性の活躍の場の拡大〔女性活躍推進計画〕

施策1 市の政策・事業者等の方針決定過程への女性の参画促進

No.6 附属機関の委員における性による偏りの解消

事業内容	各課に対し広報啓発などのポジティブ・アクションを行います。 附属機関の特性を分析し詳細な目標値を設定することで、一方の性が原則として全体で4割を下回る審議会等や女性ゼロの審議会等をなくします。			
政策経営課	事業目標	附属機関の委員構成において、一方の性が原則として全体の4割以上となるよう、令和3年4月1日付けで発出した「国分寺市附属機関の設置及び運営の基本に関する条例の取扱いについて(通達)」及び条例の解釈・運用通知の周知・徹底を図る。加えて、令和2年度中に改正した「国分寺市附属機関等の公募委員候補者の無作為抽出による登録制度実施要綱」に基づき、これまで以上に実効性の高い運用を行う。	数値目標	附属機関の委員における一方の性の委員の割合 全体の40%
	事業実績	・男性委員及び女性委員の構成割合を、それぞれ全委員の4割以上になるよう努める旨を令和3年度から継続して示すとともに、関係各課に対し情報提供や啓発を行った。 ・要綱設置の会議等ではいずれかの構成割合が40%を超える状況が続いているが、附属機関においては前年度と比較して微増にとどまっている。	数値実績	附属機関の委員における一方の性の委員の割合 全体の31.3%(女性の委員の割合)
人権平和課	事業目標	「男女平等推進行動計画進捗状況評価報告書」に審議会の男女比率を掲載し、各課に現状を周知する。	数値目標	「男女平等推進行動計画進捗状況評価報告書」の発行1回
	事業実績	「男女平等推進行動計画進捗状況評価報告書」において審議会等に占める男女割合を可視化した一覧を掲載した。あわせて同報告書を庁内に示すことでその内容を共有した。	数値実績	「男女平等推進行動計画進捗状況評価報告書」の発行1回

No.7 庁内や事業者等における積極的な女性の管理職登用及び参画推進

事業内容	女性職員の管理職登用の妨げとなる要因を取り除き、特定事業主行動計画と連動した女性の管理職登用及び参画を推進します。 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を奨励し、事業者等における女性管理職の登用にむけた取組を促進します。			
職員課	事業目標	・キャリアプランの確立を含め女性職員の昇任意欲向上を促す研修を実施する(年1回)。 ・登用された女性職員に対するサポート体制の検討	数値目標	研修実施回数 年1回
	事業実績	令和4年度に引き続き、係長及び主任職の女性職員を対象に、キャリア形成を支援することを目的として、キャリアビジョン研修を実施した。	数値実績	研修実施回数 年1回
経済課	事業目標	・女性活躍推進法をテーマにした労働セミナーを東京都等関係機関とともに開催する。 ・男女活躍推進法に関する情報提供を行う。	数値目標	講座参加者数30人
	事業実績	令和5年6月15日及び16日に「働く女性のウェルネスと仕事の両立支援」を東京都労働相談情報センター多摩事務所と共催した。参加した56人のうち約94%が「参考になった」と回答していることから、女性の管理職登用を推進するための情報提供を行うことができた。	数値実績	講座参加者数56人
人権平和課	事業目標	一般事業主行動計画に関する広報を行い、事業者等に対する啓発・情報提供を行う。	数値目標	市報・HP・ツイッター等による一般事業主行動計画に関する広報1回
	事業実績	東京都が開催する、女性従業員のキャリアアップ支援のための研修の情報を、国分寺市商工会議所に共有し、事業者への周知を図った。	数値実績	市報・HP・ツイッター等による一般事業主行動計画に関する広報1回

No.8 防災・災害時における政策・方針決定への女性の参画推進				
事業内容	防災会議等の防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画を推進します。災害時には、女性の視点を取り入れた避難所運営を行える環境を整備します。			
防災安全課	事業目標	・防災会議等の政策・方針決定の場に、女性の参画を拡大する。 ・自主防災組織の運営を担う女性防災リーダーを育成する。	数値目標	①防災会議委員(任期付き)に占める女性の割合30% ②市民防災まちづくり学校を修了した女性のうち、市民防災推進委員として認定した人の割合100%
	事業実績	任期付き防災会議委員の任期満了時(令和6年6月末)に各団体へ再委嘱の依頼を行う際に、女性職員の積極的な選任を依頼することとしている。市民防災まちづくり学校を修了した11名の女性のうち、市民防災推進委員として認定した女性は10名であった。市民防災まちづくり学校を修了した女性のうち、市民防災推進委員として認定した人の割合は9割と減少した。	数値実績	①防災会議委員(任期付き)に占める女性の割合7% ②市民防災まちづくり学校を修了した女性のうち、市民防災推進委員として認定した人の割合91%

課題2 施策1 施策評価		
専門委員会	・事業No.7(人権平和課)について、数値目標指標は「市報・HP・ツイッター等による」広報としているため、国分寺市商工会議所への共有のみではなく、様々な手法を取り入れるべきと考える。 ・事業No.8(防災安全課)について、数値目標を達成していないので、目標に対する評価は「1」とする。	B
推進委員会	事業No.6(政策経営課)について、数値目標を達成できない理由を検証すべきと考える。男女平等推進に対する効果を事業実績に記載されたい。	B
推進協議会	両委員会の評価を踏まえ、協議会としても同様の評価とする。	B

施策2 女性の就業支援

No.9 女性のキャリア支援				
事業内容	庁内における女性管理職の登用を促進します。 キャリアプランの確立やマネジメント支援により、登用された女性をサポートします。			
職員課	事業目標	・部署ごとに職員の性別による偏りがない職員配置を行う。 ・女性職員の昇任意欲向上を促す研修を実施する(年1回)。	数値目標	研修実施回数年1回
	事業実績	令和4年度に引き続き、係長及び主任職の女性職員を対象に、キャリア形成を支援することを目的として、キャリアビジョン研修を実施した。	数値実績	研修実施回数年1回
人権平和課	事業目標	女性のキャリア支援に関する広報を行い、事業者等に対する啓発・情報提供を行う。	数値目標	市報・HP・ツイッター等による女性のキャリア支援に関する広報1回
	事業実績	東京都・内閣府が実施する、女性のキャリアアップや女性の活躍推進を奨励する各種事業について、国分寺市商工会議所に周知を依頼した他、雇用に関する各種法律についての解説書を人権平和課ロビー・国分寺市商工会議所窓口にて配架し、事業者に対する情報提供を行った。	数値実績	市報・HP・ツイッター等による女性のキャリア支援に関する広報2回

No.10 子育て・介護等との両立を目指す女性の就業支援				
事業内容	結婚・出産・介護等で離職したが働きたいと考えている女性や起業を目指す女性に対し、広報啓発や講座開催等による就業・起業支援を行います。 育児や介護と仕事の両立などをテーマとした労働セミナーの実施等により、職場環境の改善を推進します。また、就労支援地域連絡会によって関係機関と連携し、就労支援ネットワーク化を強化します。			
経済課	事業目標	・女性の就労支援に関連したセミナーを東京都等関係機関とともに開催する。 ・女性の就業支援に関する各種事業・制度に関する情報提供を行う。	数値目標	講座参加者数80人
	事業実績	令和5年5月17日及び18日に、育児・介護休業法の改正点の解説や、組織として仕事と家庭の両立をバックアップする手法に関するセミナーを東京都労働相談情報センター多摩事務所と共催した。参加者全員から「参考になった」とのアンケート結果が示されており、セミナーを通じて子育て・介護等との両立に関する情報提供を行うことができた。なお、講座の実施方法をオンラインから対面に切り替えたため、次年度から数値目標指標・数値目標を変更する。	数値実績	講座参加者数32人
人権平和課	事業目標	・結婚・出産・介護等で離職した女性を対象に、再就職への不安や悩みを払拭できるような啓発講座を開催する。 ・起業を目指す女性を対象とした起業講座を開催し、就労以外の働き方があることを周知する。	数値目標	女性の再就職支援事業又は起業講座開催回数4回
	事業実績	東京しごとセンター多摩と共催し、女性の再就職支援事業として「50代からのキャリアプラン」「在宅ワーク入門セミナー」を開催した。数値目標を達成しなかったが、各回本来の定員を大きく上回る100人以上の申し込みがあり、定員を拡大し、計115人の参加があった。多くの女性に再就職のきっかけを提供できたと考ええる。	数値実績	女性の再就職支援事業又は起業講座開催回数2回

No.11 農業における女性の活躍推進				
事業内容	農業委員会等の意思決定の場合の女性参画や「家族経営協定」の締結促進により、農業における女性活躍を推進します。			
経済課	事業目標	家族経営協定制度について情報提供を行う。	数値目標	家族経営協定に関する情報について、年1回JA回覧を通じて市内農業者に周知 1回
	事業実績	令和5年12月にJA回覧を通じて市内農業者に周知を行った。	数値実績	家族経営協定に関する情報について、年1回JA回覧を通じて市内農業者に周知 1回

課題2 施策2 施策評価		
専門委員会	事業No.11(経済課)について、数値目標を上回っていないので、目標に対する評価は「2」とする。	B
推進委員会	事業No.11(経済課)について、男女平等推進に対する効果を事業実績に記載されたい。	B
推進協議会	両委員会の評価を踏まえ、協議会としても同様の評価とする。	B

施策3 子育て・介護への支援

No.12 子育てに関する総合的な支援・相談の充実				
事業内容	保育所等を整備し、待機児童解消を図るとともに、多様化する保育ニーズに対応するため、保育従事者の負担に配慮しながら、各種の保育事業の充実に努めます。また、相談事業や情報提供を充実させ、子育て支援の充実に図るとともに、放課後の子どもの居場所づくりの推進に努めます。			
子ども若者計画課	事業目標	国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画に基づき学童保育所を整備する。このことにより、子どもが安全・安心に過ごせる環境を確保し、保護者が性別の区別や制約なく、子育てをしながら就労し、活躍できる社会を実現するための環境を整える。	数値目標	学童保育所定員数1,462人
	事業実績	公立学童保育所について、施設の狭隘解消と通所児童の保育環境向上を図るため、第三小学校、第十小学校にそれぞれ建設する増築棟の1階に、令和7年4月1日開所を目指し、学童保育所の整備を進めた。なお、民設民営学童保育所については、残念ながら今年度は誘致に繋げることはできなかった。	数値実績	学童保育所定員数1,419人
保育幼稚園課	事業目標	保育コンシェルジュが利用者の個別のニーズを把握し、情報の集約・提供、相談、利用者支援等を行うことにより、教育・保育施設を円滑に利用できるようサポートする。	数値目標	利用者支援事業(保育コンシェルジュ)の年間相談・支援件数685件
	事業実績	保護者からの保育所等の入所に関する相談に対し、的確かつ寄り添った助言を行った。認可保育所・地域型保育・認可外保育所の空き状況を把握し、希望に沿った施設を案内した。心身に障害がある児童や医療的ケアが必要な児童の入所申請には、希望施設等連絡調整を実施し、見学の日程調整・同行見学を行うなど、利用者に寄り添ったサポートをした。	数値実績	利用者支援事業(保育コンシェルジュ)の年間相談・支援件数670件
子育て相談室	事業目標	・子ども家庭支援センターにて、18歳未満の子ども及びその保護者等を対象に、子どもや子育てに関する相談、情報提供、助言、その他必要な支援を行う。 ・子育て支援サービスを円滑に利用できるよう子育て応援パートナーが、親子ひろば事業や市内の子育て支援活動場所を定期的に巡回し、子育てに関する相談を受け、サービスの情報提供、助言等の援助を行う。	数値目標	①子どもに関する総合相談の新規受理件数 595件 ②利用者支援事業(子育て応援パートナー)の年間相談・支援件数 720件
	事業実績	総合相談の新規受理件数は目標を150件ほど下回ったが、受け付けた相談については、関係機関と連携し、課題解決に向けて取り組んだ。関係機関との連携により、他機関の対応力が上がってきたことが新規受理件数の減少要因でもあり、目標は達成できている。 子育て応援パートナーが5名体制になり、それぞれの専門性を活かした相談を受けることで相談件数が増加した。また、市民や関係機関への広報活動を積極的に進め、巡回件数も増えたことで市民にとって身近な場所での相談件数が増加した。巡回件数: 1,180件 相談内訳: サービスの問い合わせ等237件(21.7%)、親自身の悩み161件(14.7%)利用者の情報共有195件(17.9%)	数値実績	①子どもに関する総合相談の新規受理件数 439件 ②利用者支援事業(子育て応援パートナー)の年間相談・支援件数 1,090件
No.13 介護者への支援				
事業内容	介護保険制度等の適切な利用により介護負担を軽減します。地域包括支援センターを中心とした講座や相談会の開催、介護人材の確保及び介護休暇の定着により、介護を社会全体で支える環境を整えます。			
高齢福祉課	事業目標	介護負担を軽減し、介護を社会全体で支えていくため、介護保険制度の普及・利用促進を図るとともに、介護サービスの周知を行う。	数値目標	介護保険制度パンフレット発行部数 3,250冊
	事業実績	介護保険制度パンフレットを発行し、各地域包括支援センターや高齢福祉課窓口に配架することにより、介護保険制度の普及・利用促進を図り、介護サービスの周知を行うことができた。	数値実績	介護保険制度パンフレット発行部数 3,200冊

課題2 施策3 施策評価		
専門委員会	・事業№12(子ども若者計画課)について、数値目標を達成していないので、目標に対する評価は「1」とする。 ・事業№13(高齢福祉課)について、目標を達成していないので、目標に対する評価は「1」とする。	B
推進委員会	・事業№12、13(全体)について、全ての事業で数値目標を達成していないため、適切な数値目標の設定を検討されたい。 ・事業№12、13(全体)について、男女平等推進に対する効果を事業実績に記載されたい。	B
推進協議会	両委員会の評価を踏まえ、協議会としても同様の評価とする。	B

施策4 地域における男女共同参画

№.14 男女共同参画の視点による市民活動の支援				
事業内容	市民のニーズに沿った男女共同参画講座を公民館や男女平等推進センター等で開催し、男女が共に地域活動に参加する機会をつくります。 広報啓発や団体活動の場の提供等により、誰もが活躍できる市民活動を支援します。			
協働コミュニティ課	事業目標	・市民活動フェスティバルを実施する。 ・市民活動に関する情報の収集及び提供を行う。	数値目標	①市民活動フェスティバルの実施 1回 ②市民活動センター登録団体情報冊子の発行 1回
	事業実績	市民活動フェスティバルは出展団体によるミニイベントの「プレふえす」やオープニングイベントを事前開催するとともに令和5年10月1日から10月31日までで各団体が開催会場や日程を分散し、実施した。 市民活動センター登録団体情報冊子を令和5年6月に発行した。	数値実績	①市民活動フェスティバルの実施 1回 ②市民活動センター登録団体情報冊子の発行 1回
人権平和課	事業目標	・男女共同参画の拠点となる男女平等推進センターの周知を行う。 ・講座アンケートによる要望等をふまえ、男女共同参画講座を開催する。	数値目標	市報・HP・ツイッター等による男女平等推進センターの広報及び講座開催3回
	事業実績	各種記念週間や国際記念日にあわせ、「男女共同参画」「SRHR」「男性ジェンダー」「男女共同参画の視点からの防災」「家事シェア」などの講座を行った。北欧の絵本やシュシュづくりなど、身近な題材と「ジェンダー平等」を組み合わせた企画を工夫し、参加者数の増加を図った。また、他機関・団体との共催により、前年度より1回多く開催することができた。より多くの方に男女共同参画について学ぶ機会を設けられたことから、男女平等に効果的であったと考える。	数値実績	市報・HP・ツイッター等による男女平等推進センターの広報及び講座開催6回
公民館課	事業目標	・地域での活動に参加する機会として、多様な内容の講座を実施する。講座終了後も継続した活動ができるようにグループ化を進める。 ・公共施設予約システムの完全実施を目指す。	数値目標	講座終了後も継続した活動ができるようにグループ化を進める。 講座終了後にグループ化した数10
	事業実績	各館において、グループ化できそうな講座において、積極的に進めたが、目標数値には届かなかった。	数値実績	講座終了後も継続した活動ができるようにグループ化を進める。 講座終了後にグループ化した数9

№.15 地域活動への参画促進				
事業内容	自治会・町内会に関する広報を行い、多様な担い手による地域活動を促進します。また、地域活動については、誰もが参画できるよう広く意識啓発を行います。			
協働コミュニティ課	事業目標	自治会・町内会連絡会を開催し、広く市政情報の提供を行いながら、地域活動の促進や、意識啓発につなげる。	数値目標	自治会・町内会連絡会開催回数(書面開催を含む)2回
	事業実績	第1回を令和5年5月25日及び27日に、第2回を令和5年10月28日に開催した。行政や官公庁から自治会・町内会に有益な情報提供を行い、かつ前年度に引き続きオンラインでの出席を可能としたことで参加団体数が増え、好評を得た。より多くの団体参加により、男女問わず活躍できる地域コミュニティの活性化に寄与することができた。	数値実績	自治会・町内会連絡会開催回数(書面開催を含む)2回

課題2 施策4 施策評価		
専門委員会	所管課の評価のとおりとする。	B
推進委員会	・事業No.14(公民館課)について、事業目標の「公共施設予約システムの完全実施を目指す」ことによる男女平等推進に対する効果を事業実績に記載されたい。 ・事業No.14(協働コミュニティ課、公民館課)、No.15(協働コミュニティ課)について、男女平等推進に対する効果を事業実績に記載されたい。	B
推進協議会	両委員会の評価を踏まえ、協議会としても同様の評価とする。	B

施策5 生活の安定と自立の促進

No.16 高齢者や障害者、日本語を母語としない女性への支援				
事業内容	高齢者や障害者、日本語を母語としない女性のニーズの把握や必要な支援を行い、誰もが安全・安心に暮らせる社会づくりを推進します。			
人権平和課	事業目標	情報の多言語化を進め、必要とする外国人に生活や教育のサポートを行う。また、国際理解・国際交流イベントや講座を実施する。	数値目標	市ホームページ・多言語ページへのアクセス数(月平均)800
	事業実績	・市報記事の一部や行政文書の多言語化、ボランティア通訳の派遣を行った。 ・外国籍等の児童・生徒のための日本語支援サポーター派遣事業を実施した。 ・国分寺市国際協会への支援により日本語教室や外国人生活相談窓口を開設したほか、地域日本の教育の担い手であるボランティア養成講座を引き続き国際協会に委託し開催した。 ・職員向けに「やさしい日本語」研修を開催し、日本語を母語としない方への対応に関する理解促進を図った。	数値実績	市ホームページ・多言語ページへのアクセス数(月平均)492
障害福祉課	事業目標	・障害者の一般就労の機会の拡大を図ります。 ・障害者が安心して働き続けることができるよう、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に提供します。	数値目標	障害者就労支援センター登録者数290人
	事業実績	関係機関と連携し、障害のある人が能力や適性に応じて仕事に就き、働き続けられるように支援を行った。登録者個別のニーズを実現・継続できるように「企業への障害者雇用の啓発」「職場開拓」「職場定着支援」等を強化した。	数値実績	障害者就労支援センター登録者数310人
高齢福祉課	事業目標	・高齢者が住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう、包括的な支援体制を構築する。 ・国分寺市地域ケア会議実施要綱に基づく各種会議を開催し、地域包括ケアシステムの推進を図る。	数値目標	地域ケア会議各種会議開催数(親会議、小地域ケア会議、個別支援会議、専門部会)140回
	事業実績	地域ケア会議の仕組みの中で各地域包括支援センターの担当区域で小地域ケア会議を開催し、包括的な支援体制の構築を推進するとともに、個別支援会議からも地域課題把握や地域の支えあいの向上に努めている。数値目標は達成していないが、必要な会議は開催されている。	数値実績	地域ケア会議各種会議開催数(親会議、小地域ケア会議、個別支援会議、専門部会)123回

No.17 ひとり親家庭の生活安定と自立支援				
事業内容	相談事業の実施に加え、生活自立支援やホームヘルプサービス派遣により、ひとり親家庭の生活安定と自立を促進します。			
生活福祉課	事業目標	・母子及び父子・女性福祉資金貸付、ひとり親家庭自立支援給付事業を実施することにより、ひとり親家庭の自立のための支援を行う。 ・「ひとり親家庭のしおり」の配布及び相談時に活用することにより、事業周知を行う。	数値目標	①国分寺市市報へ掲載 年1回 ②児童扶養手当受給世帯を対象に制度のチラシを送付 年1回 ③ぶんバスつり広告 年1回
	事業実績	母子及び父子・女性福祉資金事業については10月1日号、ひとり親家庭自立支援給付金事業については11月15日号及び12月1日号市報へそれぞれ掲載し事業周知を実施した。また、児童扶養手当受給世帯を対象に制度のチラシを7月に送付、10月1日及び1月1日からそれぞれ2週間、ぶんバスのつり広告での周知も実施した。あわせて「ひとり親家庭のしおり」を4月に更新し、市HPへ掲載、関係各課から希望者に配付するとともに市HP上の「ひとり親課程のしおり」にアクセスするための「二次元コードカード」の配架・配布、母子・父子自立支援員との随時の相談際、制度について説明をしながら配付した。8月の児童扶養手当現況報告提出期間中にひとり親相談窓口の時間延長及び休日開庁を行い事業の周知を実施した。	数値実績	①国分寺市市報へ掲載 年1回 ②児童扶養手当受給世帯を対象に制度のチラシを送付 年1回 ③ぶんバスつり広告 年1回
子ども子育て支援課	事業目標	ひとり親家庭に関連する手当・医療費助成制度について、ホームページや窓口説明用チラシにて情報を提供し、広く制度の周知を行うとともに、市民課や生活福祉課、子育て相談室等の関係部署と綿密な連携を図ることにより、対象となる相談者を適切に受給に繋いでいく。	数値目標	毎年8月の現況届の手続きにより現在のひとり親家庭の状況を把握する。また、窓口説明用チラシによる情報提供を適宜行い、新規対象となる世帯への周知を行う。あわせて市報でも制度の周知を行う。
	事業実績	申請相談に対する適切な案内を行い、各手当の認定・支給業務及びひとり親家庭等医療費助成の医療証発行、医療費の助成に繋がった。ひとり親関係の申請は相談者により案内が異なり複数回来庁してもらうことも多いが、受付簿等を活用し職員間の情報共有を行うことで、相談者に対して状況に応じた案内を行うことができた。また、現況届時の生活福祉課との連携や、申請相談時の状況に応じた関係課との連携についても適切に実施することができた。	数値実績	毎年8月の現況届の手続きにより現在のひとり親家庭の状況を把握する。また、窓口説明用チラシによる情報提供を適宜行い、新規対象となる世帯への周知を行った。あわせて市報でも制度の周知を行った。
子育て相談室	事業目標	日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭に対して、一定期間ホームヘルパーを派遣し、ひとり親家庭の生活安定と自立支援を図る。	数値目標	ひとり親家庭ホームヘルプサービス利用世帯数15世帯
	事業実績	関係機関と連携しながら事業周知に努め、日常生活を営むのに支障があるひとり親家庭に対して、自立支援を目標としたサービス提供を行った。	数値実績	ひとり親家庭ホームヘルプサービス利用世帯数15世帯

課題2 施策5 施策評価		
専門委員会	所管課の評価のとおりとする。	B
推進委員会	No.16、17(全体)について、事業目標及び事業実績の内容が女性への支援とどのように結びついているのか、不明確である。男女平等推進に対する効果とあわせて、事業実績に記載された。	B
推進協議会	両委員会の評価を踏まえ、協議会としても同様の評価とする。	B

施策6 生涯にわたる健康支援

No.18 生涯を通じた健康支援

事業内容	広報啓発や講座開催等により、女性特有の疾病や健康上の課題について学ぶ機会を提供します。また、庁内関係課と連携した健康支援に取り組みます。			
人権平和課	事業目標	・女性の疾病や健康をテーマとした講座を開催する。 ・講座参加者や相談窓口利用者から健康上の相談があった場合は、庁内関係機関と連携し対応する。	数値目標	講座開催及び庁内関係機関との連携 2回
	事業実績	地域活性化包括連携協定を結んでいる大塚製薬株式会社の女性活躍推進担当の社員を講師にお招きし、女性ホルモンと女性特有の疾病予防について、職場環境の整備の重要性などをお話いただいた。講座内で国分寺市の生理用品無料配布事業や、子宮頸がん検診・乳がん検診の受診支援事業について紹介した。講座開催数は減少したが、効果的な情報発信ができたと考える。	数値実績	講座開催及び庁内関係機関との連携 1回
健康推進課	事業目標	健康講座の開催、市報やHP、ポスター掲示、チラシや啓発グッズの配架等による情報発信を行い、女性特有の健康課題について正しく知り理解を推進するための啓発を行う。	数値目標	①乳がん検診受診率10.2% ②子宮がん検診受診率9.0%
	事業実績	通年でポスター掲示やチラシ配架に加え、他の健(検)診と併せて個別通知の送付や市報記事掲載を行い、また、女性の健康週間・ピンクリボン月間には啓発特設コーナーを設置した。子宮がん検診は、2か年に1回受診が可能な検診であるが、前年度と比較して対象者数が増加したため受診者数が増となった。骨粗しょう症予防講座において、女性に多い健康課題について普及を行った。	数値実績	①乳がん検診受診率8.5% ②子宮がん検診受診率10.3%

No.19 妊産婦への支援

事業内容	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行い、安心して子どもを産み育てることができる地域づくりを目指します。			
健康推進課	事業目標	妊婦を対象に保健師等がゆりかご・こくぶんじ面接を実施。妊娠期から子育て期にかけ(妊婦訪問・新生児訪問・乳幼児健診・乳幼児母性健康相談等)電話・訪問等で母子の相談を実施する。	数値目標	「保健センター」が子どもに関する相談場所であることを知っている割合(市民アンケート結果より)68%
	事業実績	出産・子育て応援事業を令和5年度より本格実施し、妊娠期から子育て期にかけて、ゆりかご・こくぶんじ面接、妊娠8か月アンケート、産婦・新生児訪問、ファーストバースデーサポートなどで伴走型相談支援を実施し、切れ目のない支援につなげることができた。	数値実績	「保健センター」が子どもに関する相談場所であることを知っている割合(市民アンケート結果より)73.5%(暫定値)

課題2 施策6 施策評価

専門委員会	所管課の評価のとおりとする。	B
推進委員会	専門委員会の評価のとおりとする。	B
推進協議会	両委員会の評価を踏まえ、協議会としても同様の評価とする。	B

課題3 男女平等意識の醸成

施策1 様々な分野における男女平等の意識づくり

No.20 男女共同参画に関する情報・学習機会の提供

事業内容	男女平等推進センターや公民館、図書館で、女性のエンパワメントや性別役割分担意識の解消、国際社会の取組をテーマとした講座開催等により、市民が継続して学ぶ機会を提供します。 自主的に活動する意思のある市民に対しては、活動支援を行います。		
市政戦略室	事業目標	市報・ホームページ・SNS等あらゆる媒体を活用して、男女共同参画に関する広報活動を行っていく。	数値目標 男女共同参画に関する広報2回
	事業実績	男女共同参画講座、男女共同参画週間、国際ガールズデー企画、国際ガールズデー、国際男性デー企画、女性に対する暴力をなくす運動、国際女性デーについて市報記事として掲載した。特に男女共同参画講座、男女共同参画週間については市報1面に掲載したため、多くの市民の目に触れることとなった。	数値実績 男女共同参画に関する広報7回
人権平和課	事業目標	・男女共同参画推進に関する広報を行い、市民の意識づくりを推進する。 ・女性のエンパワメントや性別役割分担意識の解消などをテーマにした講座等を開催する。	数値目標 市報・HP・ツイッター等による男女共同参画の広報及び講座開催9回
	事業実績	「男女共同参画」「ジェンダー平等」「女性のエンパワメント」について市民の意識づくりを推進するため、講座6回、新規書籍の購入・配架3回、パネル展示を1回実施し、様々な媒体で付帯する広報を行った。また、男女共同参画の促進に向けた活動をしている団体の施設使用料免除などの活動支援を行ったほか、共催事業の募集を行い、登録団体との共催により市民向け講座を実施した。	数値実績 市報・HP・ツイッター等による男女共同参画の広報及び講座開催20回
子ども子育て支援課	事業目標	性別を意識しない教育環境を整える。	数値目標 環境整備のための職員間共通認識のための会議1回
	事業実績	4月・9月・1月に全体合同会議を行い、施設間の情報共有を行った。性別を意識しないような子どもたちへの言葉かけや施設での配慮についてなど職員間で共有することができた。	数値実績 環境整備のための職員間共通認識のための会議3回
公民館課	事業目標	一人ひとりを大事にしながら、生き生きと暮らせる社会を目指すため、保育・託児付き講座を実施し、自主的に活動する意思のある子育て世代の学びを支援する。	数値目標 全館で保育や託児付きの子育て関連講座を100回以上実施110回
	事業実績	幼い子を持つ保護者向けの講座は勿論、世代間を超えて講座を開催する際に保育付きや託児の講座を広く開催したこと、また、複数回開催する講座を保育付き等にしたことにより、幼い子を持つ保護者の参加が増加したことにより目標数値を超える数値となった。	数値実績 全館で保育や託児付きの子育て関連講座を100回以上実施143回
図書館課	事業目標	・6月の「男女共同参画週間」、11月の「女性に暴力をなくす運動」に関連図書の展示を行い、意識を高める。 ・関係資料の配布・掲示を行い、ライツこくぶんじ情報の周知を行う。	数値目標 ①関連図書の展示冊数100冊 ②関連図書の貸出回数240回
	事業実績	男女共同参画や女性への暴力の関連本(分類367.2～367.6)を新たに40冊受入れ、利用者に貸出しできるようにし、市民が学ぶ機会の提供を努めた。6月の「男女共同参画週間」(101冊)、11月の「女性に暴力をなくす運動」(71冊)期間に展示し、昨年度より多い資料の展示を行った。令和5年度の関連図書の貸出数は目標に届かなかったが、展示冊数を大幅に増やし、来館者が図書を手に取って読んでいる様子も見られ「男女平等の意識づくり」を進められた。また、令和6年度の展示冊数の目標値を増加して設定し直した。「ライツこくぶんじ」については、製本以降(No.51)から最新号までをファイルにまとめて貸出しできるようにし、引き続き学びの機会の充実に努めた。	数値実績 ①関連図書の展示冊数172冊 ②関連図書の貸出回数207回

No.21 職員の男女共同参画意識の醸成				
事業内容	職員意識をふまえた広報啓発や職員研修の実施により、職員の男女共同参画意識を醸成し、誰もが働きやすい環境づくりを推進します。			
職員課	事業 目標	・ワークライフバランスの意識啓発を図るための研修を実施する(年1回)。 ・東京都市町村職員研修所研修「男女共同参画研修」に職員を派遣する(年2回)。 ・ワークライフバランスの意識啓発のため、子育て介護に関する休暇制度の庁内周知	数値 目標	①ワークライフバランスの意識啓発を図るための研修を実施する年1回 ②東京都市町村職員研修所研修「男女共同参画研修」に職員を派遣する年2回
	事業 実績	・ワークライフバランスの意識啓発を図るため、「ワーク・ライフ・バランス研修」を実施した。 ・令和5年10月及び令和6年2月に実施された、東京都市町村職員研修所研修「男女共同参画研修」に職員を派遣した。 ・「育児・介護・特別活動に関する休暇制度について」(冊子資料)をイントラネット掲示板に掲示し、休暇制度の周知を図った。	数値 実績	①ワークライフバランスの意識啓発を図るための研修を実施する年1回 ②東京都市町村職員研修所研修「男女共同参画研修」に職員を派遣する年2回
人権平和課	事業 目標	・新任職員研修や広報連絡員会議に参加し、男女共同参画意識を持つことの重要性を伝える。 ・職員研修を開催し、参加者アンケート等を通じて職員意識の把握を行う。	数値 目標	新任職員研修・広報連絡員会議への参加及び講座開催3回
	事業 実績	新任職員研修や広報連絡員会議における男女平等の視点からの表現のガイドライン(改訂版)の活用促進や、各種市民向け講座の庁内掲示板への掲載等による職員参加の勧奨を通して、職員の男女平等推進に対する意識醸成を図った。	数値 実績	新任職員研修・広報連絡員会議への参加及び講座開催3回

課題3 施策1 施策評価		
専門委員会	所管課の評価のとおりとする。	B
推進委員会	事業No.20、21(全体)について、男女平等推進に対する効果を事業実績に記載されたい。「男女平等の意識づくり」を施策としているため、取組によって意識醸成がどの程度図られたのかを含めて事業実績に記載されたい。	B
推進協議会	両委員会の評価を踏まえ、協議会としても同様の評価とする。	B

施策2 ジェンダーによる固定的な役割分担意識の解消

No.22 ジェンダーによる固定的な役割分担意識の解消

事業内容	講座開催や市報・情報誌などを通じた広報啓発により、固定的な役割分担の解消及びジェンダーについての理解を促進します。			
人権平和課	事業目標	・ジェンダーに関する広報を行い、市民に対する意識啓発を行う。 ・ジェンダーに関する講座を開催し、固定的な役割分担解消に向けた啓発を行う。	数値目標	市報・HP・ツイッター等によるジェンダーの広報及び講座開催3回
	事業実績	固定的役割分担意識を解消するため、多様性や自分らしさについて考える「男女共同参画週間講座」や、男性の視点からジェンダーを考える「国際男性デー企画」、家事を家族で分担する「家事シェア講座」の3種類の講座を開催した。各講座のアンケートでは、「よかった、とてもよかった」の回答が参加者の9割を超え、男女平等推進に対する効果が図られたと考える。また、図書資料室で年に3回特別コーナーを設け、ダイバーシティ・インクルージョンやマイクロアグレッション防止に関する書籍を紹介した。上記のイベントについて各1回ずつ、合計6回市HPとSNSで周知を図った。	数値実績	市報・HP・ツイッター等によるジェンダーの広報及び講座開催12回

課題3 施策2 施策評価

専門委員会	所管課の評価のとおりとする。	A
推進委員会	専門委員会の評価のとおりとする。	A
推進協議会	両委員会の評価を踏まえ、協議会としても同様の評価とする。	A

施策3 男女平等事例の見える化

No.23 男女平等参画への取組の見える化

事業内容	男女平等推進センターにおける取組に加え、国や都、他自治体の取組を効果的に発信し、市民の男女共同参画意識の向上を図ります。			
人権平和課	事業目標	・男女平等推進センターの事業内容を広報し、市の男女共同参画の取組を市民に周知する。 ・国や都、他自治体の取組を収集し、広く情報発信を行う。	数値目標	市報・HP・ツイッター等によるジェンダーの広報及び企画3回
	事業実績	国分寺市の男女平等推進の取組状況について、男女共同参画週間ではcocobunjiプラザ、女性に対する暴力をなくす運動期間ではひかりプラザでパネル展示を行った。また東京ウィメンズプラザフォーラムにおいて、電子データのセンター紹介資料を展示した。合計3種類の展示資料を作成・掲示し、国や都・国分寺市の事業を広く発信した。	数値実績	市報・HP・ツイッター等によるジェンダーの広報及び企画3回

課題3 施策3 施策評価

専門委員会	所管課の評価のとおりとする。	B
推進委員会	専門委員会の評価のとおりとする。	B
推進協議会	両委員会の評価を踏まえ、協議会としても同様の評価とする。	B

施策4 たがいの性を理解し尊重する意識の醸成

No.24 たがいの性を理解し、尊重するための学習機会の提供

事業内容	男女平等推進センターでの講座開催に加え、学校教育における人権尊重の視点に立った授業や、児童館での異年齢交流を通じ、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康/権利)」を普及します。性について正しく理解し、自分自身を守るための知識を身に付ける機会を提供します。		
人権平和課	事業目標	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ講座を開催し、用語の解説も含めた啓発を行う。	数値目標 市報・HP・ツイッター等によるリプロダクティブ・ヘルス/ライツの広報及び講座開催2回
	事業実績	3月1日～9日の「女性の健康週間」にあわせ、ホルモンと女性特有の健康課題について、その基礎知識と予防につながるヘルスマネジメントを学ぶオンライン講座を実施した。	数値実績 市報・HP・ツイッター等によるリプロダクティブ・ヘルス/ライツの広報及び講座開催1回
子ども子育て支援課	事業目標	児童館において日常的に幅広い学年の関わりを持つことによって、多様な性の理解と人権を尊重する意識醸成を行う。	数値目標 男女が空間を共有しコミュニケーションや会話できる行事実施回数30回
	事業実績	様々なイベントが再開したことや、利用者協議会やおまじりの準備のための会議のための話し合いの場が増えたことで目標値を上回って達成することができた。イベントの中で異年齢間の交流が図られ、話し合いの場ではどうすれば色々な人が児童館で居心地よく過ごせるかといった話し合いも行われ、互いを尊重する意識が高まった。	数値実績 男女が空間を共有しコミュニケーションや会話できる行事実施回数134回
学校指導課	事業目標	東京都の「人権教育プログラム」「性教育の手引き」に基づき、市立小・中学校が人権教育全体計画及び年間計画を作成して、指導を行う。	数値目標 市立小・中学校15校全校で実施15校
	事業実績	市内15校すべての小・中学校において、作成された人権教育全体計画及び年間計画に基づく指導が行われた。また、「共生社会の実現に向けて」をテーマに、教員を対象とした研修会を開催し、LGBTQ+等について理解を深める機会を提供することができた。各校においては、各教科等の授業を通して、児童・生徒に指導を行った。	数値実績 市立小・中学校15校全校で実施15校

No.25 多様な性への理解促進

事業内容	幅広い世代にパートナーシップ制度を周知します。また、市民講座や職員・教職員研修、小中学校における授業等を通じた多様な性への意識啓発に取り組み、誰もが個人として尊重されるジェンダー平等を目指します。平時から災害時における男女の性差や多様な性の課題について広報啓発を行うことで、市民理解や共助を促進します。		
職員課	事業目標	・新任研修において多様な性への理解促進をテーマとした研修を行う。 ・同研修の資料について全庁的な周知を行う。	数値目標 ①新任研修において多様な性への理解促進をテーマとした研修実施回数年1回 ②研修資料の全庁的な周知年1回
	事業実績	・新任研修において多様な性への理解促進をテーマとした研修を実施した。 ・同研修の資料をイントラネットに掲示し、周知を図った。	数値実績 ①新任研修において多様な性への理解促進をテーマとした研修実施回数年1回 ②研修資料の全庁的な周知年1回
防災安全課	事業目標	男女の視点や多様な性に配慮した避難所運営の確立	数値目標 学校講座及び防災訓練等における啓発回数各1回
	事業実績	親子が防災について学ぶ「防災フェスタ」を9月24日(日)に都立武蔵国分寺公園で開催し、参加市民人数は、2,500人であった。第42回市民防災まちづくり学校第7回(共助力Ⅱ:10月28日実施)において、あんどろす先生による「多様な性への配慮と地域の人材の活用」をテーマに講座を行い、多様性に関する市民理解を促した。また、アンケートを実施し、28名から回答があり、大変良かった・良かったが24名、普通が2名、無回答が2名であり、効果的な内容であったと分析される。	数値実績 学校講座及び防災訓練等における啓発回数1回

人権平和課	事業 目標	・パートナーシップ制度を周知し、制度の認知をきっかけとした多様な性への理解を促進する。 ・多様な性やジェンダーをテーマとした講座を開催し、意識啓発を行う。	数値 目標	パートナーシップ制度の周知及び講座開催5回
	事業 実績	・多摩地域若年層セクシュアル・マイノリティ支援事業に参加し、東京レインボープライドにブースを出展し、市の支援施策について周知を図った。 ・「にじいろ相談」により相談しやすくするため、相談手法としてオンラインを選択できるよう環境を整えた。 ・児童や生徒に関わる職員向けの、多様な性を理解するための研修を2回実施した。 ・国際男性デー企画の講座内で、セクシュアル・マイノリティの理解促進の観点からも、性別役割分担意識の解消について取り上げた。	数値 実績	パートナーシップ制度の周知及び講座開催5回
学校指導課	事業 目標	市立小・中学校は、東京都の「人権教育プログラム」「性教育の手引き」等を活用し、多様な性への理解促進に資する教職員向けの研修を行う。	数値 目標	市立小・中学校15校全校で実施
	事業 実績	市内15校すべての小・中学校において、東京都の「人権教育プログラム」「性教育の手引き」等を活用した教職員向けの研修が行なわれ、多様な性への理解が促進された。また、学校指導課で「共生社会の実現に向けて」をテーマに、教員を対象とした研修会を開催し、LGBTQ+等について理解を深める機会を提供した。	数値 実績	市立小・中学校15校全校で実施

課題3 施策4 施策評価		
専門委員会	・事業No.24、25(学校指導課)について、目標を上回っていないので、目標に対する評価は「2」とする。教員を対象として研修会を開催するなど取組を充実させたところは評価できるため、男女平等推進に対する評価は「3」が相当である。 ・事業No.25(防災安全課)について、目標を上回っていないので、目標に対する評価は「2」とする。	B
推進委員会	事業No.24(子ども子育て支援課)について、令和4年度以降、数値目標値を大幅に上回っている。実績を踏まえた適切な数値目標の設定を検討されたい。	B
推進協議会	両委員会の評価を踏まえ、協議会としても同様の評価とする。	B

課題4 男女平等教育の充実

施策1 学校における人権・男女平等教育の充実

No.26 男女共同参画の視点をふまえた教育活動の推進

事業内容	各教科・道徳・特別活動等教育活動全体を通じ、児童・生徒の発達段階に応じた人権尊重、男女共同参画意識を育む教育を地域社会と共に推進します。			
学校指導課	事業目標	市立小・中学校は、人権教育全体計画に基づき、計画的に児童・生徒の人権意識の高揚を図る。人権教育推進委員会の作成するリーフレットによる啓発を図る。	数値目標	市立小・中学校15校全校で実施
	事業実績	市内15校すべての小・中学校において、人権教育推進委員会の作成するリーフレット等を活用した授業を実施し、授業を通して、児童・生徒の人権意識の高揚を図ることができた。	数値実績	市立小・中学校15校全校で実施

No.27 性別にとらわれない職業意識の醸成、進路指導

事業内容	職場体験や進路指導などにおいて、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず主体的に進路を選択する能力・態度を地域社会と共に育みます。			
学校指導課	事業目標	市立小・中学校は、キャリア教育全体計画を作成し、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず主体的に進路を選択する能力・態度を育むなど、育成すべき資質・能力を明確にして計画的にキャリア教育を推進する。	数値目標	市立小・中学校15校全校で実施
	事業実績	作成されたキャリア教育全体計画に基づき、すべての市立小・中学校において、授業を通して、育成すべき資質・能力を明確にしたキャリア教育が行われ、主体的に進路を選択する能力・態度を育むことができた。	数値実績	市立小・中学校15校全校で実施

No.28 教職員への男女共同参画に関する研修の実施

事業内容	教職員に対する男女共同参画意識を徹底し、教育の場における男女共同参画を推進します。			
学校指導課	事業目標	市立小・中学校は、服務事故防止の観点から、服務事故防止研修の徹底など具体的な方策を通して、教育の場における男女共同参画を推進する。	数値目標	市立小・中学校15校全校で実施
	事業実績	市内15校すべての小・中学校において、計画的に服務事故防止研修が実施された。その際、男女平等の意識づくりに係る内容を取り扱うなど、教職員の意識向上を図った。	数値実績	市立小・中学校15校全校で実施

No.29 児童・生徒・教職員への男女共同参画意識の啓発				
事業内容	男女平等推進センターにおいて啓発資料を作成し、若年期からの意識啓発に取り組みます。学校教育の場においても、男女平等推進センター等の資料を活用し、児童・生徒の意識醸成を図ります。			
人権平和課	事業目標	市内都立高校等へのリーフレット及び講座チラシ配布等により、若年層に対する男女共同参画意識の啓発を行う。	数値目標	市内都立高校等へのリーフレット配布3回
	事業実績	市立中学校に、デートDV防止リーフレット「大切なことからだを守るために」を作成・配布した。高校生以上向けのリーフレットは、更新した電子データを再度市の関係する高校・大学・専門学校等に周知を依頼した。東京経済大学の学生と協力して国際ガールズ・デー企画を実施した際、事前打ち合わせの際に男女共同参画に関する基礎知識を学ぶ資料を作成・共有し、男女共同参画社会の意義や市の取組状況を説明することで、学生に対しての意識啓発を行った。	数値実績	市内都立高校等へのリーフレット配布3回
学校指導課	事業目標	市立小・中学校は、男女平等推進センター等の資料を活用し、児童・生徒の男女共同参画に関する意識醸成を図る。	数値目標	市立小・中学校15校全校で実施
	事業実績	男女平等推進センターが作成したデートDVに関する資料や東京都の「人権教育プログラム」等を活用しながら、市内15校すべての小・中学校において、学校の実態に応じた男女共同参画に関する意識啓発の取組が行われ、児童・生徒の意識醸成を図ることができた。	数値実績	市立小・中学校15校全校で実施

課題4 施策1 施策評価		
専門委員会	事業No.26～29(学校指導課)について、数値目標を上回っていないので、目標に対する評価は「2」とする。男女平等推進に対する評価は、事業実績から大きな効果があったとする理由が読み取れないため、「2」とする。	B
推進委員会	専門委員会の評価のとおりとする。	B
推進協議会	両委員会の評価を踏まえ、協議会としても同様の評価とする。	B

課題5 男女平等に関する広報・啓発活動

施策1 「男女平等推進センター」の活用促進

No.30 男女平等推進センターの周知と機能充実

事業内容	市民にとって身近な拠点となるよう「男女平等推進センター」を幅広い世代に周知します。また、男女共同参画 社会実現のための広報啓発や相談事業等により、機能充実を図ります。啓発活動等の実施にあたっては施設内にとどまらず他の公共機関等と連携し、より多くの市民に情報を届けます。			
人権平和課	事業目標	・男女共同参画の拠点となる男女平等推進センターの周知を行う。 ・男女平等推進センター主催講座等を開催し、講座への参加を広く募る。	数値目標	市報・HP・ツイッター等による男女平等推進センターの広報及び講座開催9回
	事業実績	男女共同参画週間、国際ガールズ・デー、国際男性デー、国際女性デー、女性の健康週間にあわせて講座とパネル展示または図書資料室での特別コーナーを設置し、男女共同参画についての意識醸成及び情報発信を行った。他課・他機関と協力した防災講座を1回と、女性の再就職支援講座を2回開催した。相談事業においてニーズのあった、心理学に関するDV防止講座を1回開催した。	数値実績	市報・HP・ツイッター等による男女平等推進センター主催講座開催9回

課題5 施策1 施策評価

専門委員会	所管課の評価のとおりとする。	A
推進委員会	専門委員会の評価のとおりとする。	A
推進協議会	両委員会の評価を踏まえ、協議会としても同様の評価とする。	A

施策2 男女の人権に配慮した表現の推進

No.31 メディア・リテラシーを育成する学習機会の充実

事業内容	様々なメディアが発信する情報を見極め、能動的・批判的に読み解く力、必要な情報を活用する能力をつけるための学習を推進・支援します。 また、インターネット上の人権侵害の防止に向け、SNS等の具体的な事例を示すことで正しい理解の啓発に取り組みます。			
人権平和課	事業目標	・メディア・リテラシーに関する講座を開催し、用語の解説も含めた啓発を行う。 ・人権をテーマとした講座を開催し、いかなる理由があっても人権侵害は許されないものであることを周知する。	数値目標	市報・HP・ツイッター等によるメディア・リテラシーの広報及び講座開催5回
	事業実績	SNSにおける「自撮り被害」に関する注意喚起を掲載した中学生向けデートDV防止リーフレットを市立中学校に配布した。8月～9月の「こども・若者の性被害防止のための緊急啓発機関」にあわせ、人権平和課のXアカウントで若年層の性被害・加害防止のための情報周知を定期的に行った。	数値実績	市報・HP・ツイッター等によるメディア・リテラシーの広報及び講座開催5回
学校指導課	事業目標	市立小・中学校は、情報活用能力を育成するため、日常的に情報技術を活用できる環境を整え、全ての教科等においてそれぞれの特質に応じ、情報技術を適切に活用した学習活動の充実を図る。	数値目標	市立小・中学校15校全校で実施
	事業実績	市内15校すべての小・中学校において、教育課程にICTを活用した学習活動の工夫を位置付け、確実に実施した。また、情報モラルに関する学習も計画的に行い、情報技術を適切に活用した学習活動を充実させることができた。	数値実績	市立小・中学校15校全校で実施

公民館課	事業 目標	メディア・リテラシーを学ぶ機会を増やす。	数値 目標	メディア・リテラシーを学ぶ講座の実施 2回
	事業 実績	人権をカテゴリーとする講座開催において、各館による講座において、メディア・リテラシーについて、触れる機会を持つことにより、目標数値を達成することができた。	数値 実績	メディア・リテラシーを学ぶ講座の実施 2回

No.32 男女共同参画の視点による表現の推進

事業内容	「男女平等の視点による表現のガイドライン」の活用を促進します。 市が情報を発信する際には、ジェンダーにとらわれず、人権を尊重した表現を推進します。			
市政戦略室	事業 目標	広報連絡員を中心に、ガイドラインを周知し、職員一人ひとりが男女共同参画に関する視点を持てるよう徹底していく。	数値 目標	広報連絡会議を1回以上開催し、ガイド ライン等を周知1回
	事業 実績	対面による広報連絡会議を2回開催し、ほぼ全ての課の広報連絡員が参加した。広報連絡会議には人権平和課職員による男女共同参画の視点から考える公的広報の表現ガイドラインの説明を内容に盛り込み、広報における男女共同参画の視点について全庁的に周知した。	数値 実績	広報連絡会議を1回以上開催し、ガイド ライン等を周知2回
人権平和課	事業 目標	新任職員研修や広報連絡員会議において、「男女平等の視点による表現のガイドライン」を紹介し、活用を促す。	数値 目標	庁内掲示板・職員研修等での「男女平等 の視点による表現のガイドライン」周知 3回
	事業 実績	新任職員研修や広報連絡員会議において、改訂版の「男女平等の視点による表現のガイドライン」を紹介し、市の広報物を作成する際の留意事項について説明した。数値実績は未達だが、各課の広報物作成時に担当者からの人権平和課への問合せが複数件あったことから、庁内における男女平等の表現に関する意識醸成に効果的であったと考える。	数値 実績	庁内掲示板・職員研修等での「男女平等 の視点による表現のガイドライン」周知 2回
公民館課	事業 目標	公民館だより「けやきの樹」や事業の案内のチラシ・ポスター等は、ジェンダーにとらわれず、人権を尊重した表現にする。	数値 目標	「男女平等の視点による表現のガイドラ イン」について確認しながら編集を行う 12回
	事業 実績	毎月15日号の公民館だより「けやきの樹」を発行するにあたり、毎回各館より担当が集まり編集会議を実施し、「男女平等の視点による表現のガイドライン」を踏まえ確認しながら年間12回の公民館だよりを発行した。	数値 実績	「男女平等の視点による表現のガイドラ イン」について確認しながら編集を行っ た12回

課題5 施策2 施策評価

専門委員会	事業No.31(学校指導課)について、目標を上回っていないので、目標に対する評価は「2」とする。男女平等推進に対する評価は、事業実績から大きな効果があったとする理由が読み取れないため、「2」とする。	B
推進委員会	事業No.32(人権平和課)について、周知回数ではなく、周知できた人数などを数値目標指標とする方が適切と考える。	B
推進協議会	両委員会の評価を踏まえ、協議会としても同様の評価とする。	B

課題6 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

施策1 相談業務の充実と関係機関との連携強化

No.33 相談・支援事業の充実

事業内容	男女平等推進センターにおいてDV相談に対応します。 DVやストーカ等に加え、多様な性に関する相談・支援先についても周知し、相談員のスキル向上に取り組みます。			
人権平和課	事業 目標	・相談窓口についてHPやツイッター、リーフレットにより周知を図る。 ・相談員のスキルアップのために各種研修に参加し、相談担当者間で情報共有を行う。	数値 目標	相談員対象の各種研修に参加 6回 (DV、犯罪被害者等支援、児童虐待、LGBTなど)
	事業 実績	・男女平等推進センターが主催した講座のうち6回の講座で、次第の中に事業紹介を組み込み、多様な相談先があることを周知した。 ・国や都等が実施する相談員スーパーバイズや能力向上研修に、合計6回参加し、最新の支援情報を学び、相談対応に当たる職員のスキル向上に努めた。また、DV防止連絡会において、DV案件の窓口対応に係る基礎知識を学ぶ研修を実施したほか、女性相談支援員(旧婦人相談員)と定期的に困難女性支援新法について情報共有を行った。	数値 実績	相談員対象の各種研修に参加 12回 (DV、犯罪被害者等支援、児童虐待、LGBTなど)

No.34 関係機関の連携強化と二次被害の防止

事業内容	相談や関係窓口で対応する担当者がそれぞれの部署の職責に応じ、適切に対応します。 関係機関と連携し、二次被害の防止や被害者の手続負担軽減に取り組みます。			
人権平和課	事業 目標	DV防止連絡会を開催し、所管課とDV被害者への対応等について迅速かつ確実に支援ができるよう情報交換を行い連携強化を図る。	数値 目標	DV防止連絡会の開催3回(内1回は関係機関との情報交換会も兼ねる)
	事業 実績	DV防止連絡会を3回実施し、DV案件が発生してから各種窓口へ繋ぐまでのフロー図の作成や繋ぐ際の留意事項について確認した。相談者がたらい回しにされた感覚にならないよう、庁内連携を一層深める連携方法について検討した。	数値 実績	DV防止連絡会の開催3回(内1回は関係機関との情報交換会も兼ねる)
子育て相談室	事業 目標	妊娠期から出産・育児において、妊産婦や乳幼児の状況を把握し、必要に応じて関係機関と連携し切れ目のない支援を実施します。	数値 目標	関係機関連携件数(実数)170件
	事業 実績	各種事業において妊産婦や乳幼児の状況を把握し、DVや児童虐待等関係機関連携が必要な方に対し、積極的に連携を行い、切れ目のない支援に結び付けた。	数値 実績	関係機関連携件数(実数)262件
生活福祉課	事業 目標	関係機関と連携し、二次被害の防止や被害者の手続負担軽減に取り組む。	数値 目標	関係機関との連携数(延数)380件
	事業 実績	子育て中の方や高齢者から、精神的暴力・経済的搾取に関する相談が増加傾向にあることから、子ども家庭支援センターや母子保健を管轄する窓口・高齢福祉課との連携件数が増えた。相談者の状況に応じて関係機関と連携し、被害者の手続負担軽減に取り組んだ。	数値 実績	関係機関との連携数(延数)416件
障害福祉課	事業 目標	・養護者による障害虐待の防止、虐待を受けた障害者の保護、養護者に対する支援等の課題解決に向け、関係機関との連携を進めます。 ・個別の課題に応じて解決に向けた取組みを進めます。	数値 目標	虐待防止ネットワーク実務者会議、同代表者会議の開催回数各1回
	事業 実績	令和5年6月26日に虐待防止ネットワーク実務者会議、9月20日に同代表者会議を開催した。高齢分野が関連する案件も増えていることから高齢分野のネットワーク会議と合同で開催し、虐待防止、早期発見、早期対応のための連携強化を行った。	数値 実績	虐待防止ネットワーク実務者会議、同代表者会議の開催回数各1回

高齢福祉課	事業 目標	地域におけるネットワークを構築し、虐待やDV被害者である高齢者に対して適切な支援を行う。	数値 目標	虐待防止ネットワーク実務者会議及び代表者会議の開催回数各1回
	事業 実績	障害福祉課と共催で障害者及び高齢者虐待防止に関するネットワーク会議を対面形式で開催した。専門機関や関係機関の代表者により現状の把握や各機関の取組などを共有し、ネットワークの構築に努めている。	数値 実績	虐待防止ネットワーク実務者会議及び代表者会議の開催回数各1回
子育て相談室	事業 目標	子ども家庭支援センターにて、児童虐待の通告等を受け、関係機関等との連携により児童虐待に対応する。また、要保護児童等に対する関係機関が行う支援の実施状況の把握、連絡調整等を行う。	数値 目標	要保護児童対策地域協議会実務者会議 進行管理部会開催回数年5回
	事業 実績	要保護児童対策地域協議会各会議の実施により、調整機関として関係機関との連携や連絡調整を行い、児童虐待を未然に防ぎ、深刻化防止に努めた。	数値 実績	要保護児童対策地域協議会実務者会議 進行管理部会開催回数年5回

課題6 施策1 施策評価

専門委員会	所管課の評価のとおりとする。	B
推進委員会	事業No.34(障害福祉課、高齢福祉課、子育て相談室)について、会議の開催が男女平等推進とどのように結びついているのか、不明確である。男女平等推進に対する効果とあわせて、事業実績に記載されたい。	B
推進協議会	両委員会の評価を踏まえ、協議会としても同様の評価とする。	B

施策2 DV予防のための取組推進

No.35 広報啓発活動による暴力予防

事業内容	講座やオンライン等を活用した広報啓発により、DVのメカニズムや背景・実態などについて、市民や関係機関等の理解を促進します。			
人権平和課	事業 目標	・講座の対象者やテーマに合わせて開催方法を検討し、講座開催について関係機関等にも周知を行う。 ・市内各所にリーフレットの配架やHPやツイッターなどを利用してDVについての理解を促進する。	数値 目標	DV防止啓発講座3回
	事業 実績	DV防止啓発講座として「夫婦間の心理学講座」を1回開催した。他テーマの講座回数を増やしたことにより、数値は未達となったが、定員を上回る申し込みがあり、アンケート回答者のうち94%が「よかった、とてもよかった」と回答していることから、DV防止に効果的であったと考える。	数値 実績	DV防止啓発講座1回

No.36 若年層に向けたDV・デートDVについての広報啓発				
事業内容	近隣大学との連携を図るとともに、児童館等での講座開催や学校教育を通じ、若年層がDVやデートDVについて主体的に考える機会を提供します。 また、ストーカーやデートDV加害者等にならないための意識啓発を行います。			
人権平和課	事業目標	学齢期及び若年層に対し年齢層に合わせた内容のデートDVリーフレットを市内各学校に配布し、校内放送や出張講座の開催等によりデートDVへの認識を深める。	数値目標	校内放送及びリーフレット配架1回
	事業実績	中学生向けデートDV防止リーフレット「大切なこととからだを守るために」を市立中学校の1～3年生全生徒に配布した(2,560部)。	数値実績	校内放送及びリーフレット配架1回
子ども子育て支援課	事業目標	児童館において日常的に幅広い学年の関わりを持つことによって、多様な性の理解と人権を尊重する意識醸成を行う。	数値目標	小中高生対象行事実施回数12回
	事業実績	職場体験や中高生タイムなどの中高生向けのイベントが再開したことで、行事実施回数は目標値を上回って達成することができた。中高生タイムでは、中高生と職員等の異年齢間での情報交換を行えたことで、悩みの相談ができる場となっていた。	数値実績	小中高生対象行事実施回数73回
学校指導課	事業目標	各学校の実態を踏まえ、DVやデートDVに関する資料等を活用しながら安全教育を計画的に実施する。	数値目標	市立小・中学校15校全校で実施
	事業実績	市内15校すべての小・中学校において、東京都の「安全教育プログラム」等を活用しながら、危険を予測し回避する能力や他者や社会の安全に貢献できる資質や能力の育成に向けて、計画的に指導が行われた。また、男女平等推進センターが作成したデートDVに関する資料を全中学校で配布し、生徒への啓発を図った。	数値実績	市立小・中学校15校全校で実施

No.37 学校教育における暴力予防に関する教育				
事業内容	学校教育を通じて、どのような理由があっても暴力は許されないことを学ぶ機会をつくります。			
学校指導課	事業目標	市立小・中学校では、自他を大切にできる豊かな心を育み、暴力やいじめを許さない強い意志を持ちながら生活できるよう、いじめ予防授業等の取組を実施する。	数値目標	市立小・中学校15校全校で実施
	事業実績	市内15校すべての小・中学校において、各校の実態に応じたいじめ予防授業等の取組が確実に実施され、児童・生徒に自他を大切にすることを育むことができた。	数値実績	市立小・中学校15校全校で実施

課題6 施策2 施策評価		
専門委員会	事業No.36、37(学校指導課)について、目標を上回っていないので、目標に対する評価は「2」とする。男女平等推進に対する評価は、事業実績から大きな効果があったとする理由が読み取れないため、「2」とする。	B
推進委員会	・事業No.35(人権平和課)について、効果的な講座は回数を減らすことなく、開催するよう望む。 ・事業No.36(子ども子育て支援課)について、数値目標を大幅に超えているにもかかわらず、男女平等推進に対する評価に結びついていない。情報交換や悩みの相談ができる場を作るだけでなく、事業目標に関連する内容の取組を検討されたい。	B
推進協議会	両委員会の評価を踏まえ、協議会としても同様の評価とする。	B

施策3 被害者の安全確保と自立支援

No.38 DV・虐待等の被害者・子どもの安全確保と心身に対するケアの対応				
事業内容	子どもの健診、学校・保育園等での生活や相談対応を通じ、DV・虐待被害者を早期発見します。また、被害者や被害者の子どもに配慮した適切な支援を行います。 一時保護に対応できる制度や環境を整備し、保護を求める被害者の安全を確保します。			
契約管財課	事業目標	・休日や夜間など市役所の閉庁時に、ドメスティック・バイオレンスによる被害者が保護を求めてきた時は、二次被害を起こさないよう細心の注意をはかるように当直警備員に徹底する。 ・近くに身を寄せる場所が確保できない場合は、市の施設内に一時的に宿泊できる場所の確保を行う。	数値目標	近くに身を寄せる場所が確保できない場合に備えて、市の施設内に一時的に宿泊できる場所の確保を行う。
	事業実績	休日や夜間など市役所の閉庁時に、ドメスティック・バイオレンスによる被害者が保護を求めてきた時は、二次被害を起こさないよう細心の注意を図るように引き続き当直警備員に徹底を図った。	数値実績	近くに身を寄せる場所が確保できない場合に備えて、市の施設内に一時的に宿泊できる場所の確保を行った。
人権平和課	事業目標	DV防止連絡会及び要保護児童対策地域協議会において、所管課と情報を共有して子どもと親それぞれに対する支援を行うために連携を図る。保護者への女性相談窓口の周知のため、学校と保育園にリーフレットを配架する。	数値目標	学校及び保育園へのDVリーフレットの配架1回
	事業実績	若年層へのデートDV防止啓発リーフレットを以下のとおり配布した。 中学生向け「大切な心と体を守るために」2,560部(市内公立中学校1～3年生) 保育園に配架する保護者向けのリーフレットは、最新の情報に更新し、配架の準備を行った。	数値実績	学校及び保育園へのDVリーフレットの配架1回
子育て相談室	事業目標	妊娠期から子育て期における様々な要因により精神的な不調を抱えている方に対し、精神科医の相談を実施し、育児不安の軽減・虐待予防を図ります。	数値目標	親と子の相談室開催数4回
	事業実績	保健師活動や乳幼児健診等の母子保健事業等で把握したDVや虐待の被害者、精神的な不調を抱えている方が、親と子の相談室において精神科医にこころの状況などを相談する機会を提供し、育児不安の軽減・虐待予防を図った。また、保健師が精神科医に支援方針を相談することで保健師活動を通して、育児不安の軽減や虐待予防につながった。	数値実績	親と子の相談室開催数4回
生活福祉課	事業目標	関係機関と連携し、保護を求める被害者の安全を確保します。	数値目標	関係機関との連携数(延数)380件
	事業実績	子育て中の方や高齢者から、精神的暴力・経済的搾取に関する相談が増加傾向にあることから、子ども家庭支援センターや母子保健を管轄する窓口・高齢福祉課との連携件数が増えた。相談者の状況に応じて関係機関と連携し、被害者の手続負担軽減に取り組んだ。	数値実績	関係機関との連携数(延数)416件
保育幼稚園課	事業目標	日常的な子どもの観察や関わりの中で、関係機関との連携を図り児童虐待の防止に努める。	数値目標	①当園状況の確認及び日々の観察290日 ②身体測定12回
	事業実績	園児の登園確認、毎日の登園時の観察、及び情報共有を保育担当と保健担当が全園児に対し行い状況を把握。毎月の身体測定により、成長発達状況の把握を行う。着脱の際、衣服内の傷等の目視確認を行う。また関係機関との連携をはかり、必要時には保護者との面談を実施したり、関係機関との連絡を定期的に行う。	数値実績	①当園状況の確認及び日々の観察290日 ②身体測定12回

子育て相談室	事業 目標	子ども家庭支援センターにて、児童虐待の通告等を受付け、関係機関等との連携により児童虐待に対応する。また、要保護児童等に対する関係機関が行う支援の実施状況の把握、連絡調整等を行う。	数値 目標	要保護児童対策地域協議会実務者会議 進行管理部会開催回数5回
	事業 実績	要保護児童対策地域協議会各会議の実施により、調整機関として関係機関との連携や連絡調整を行い、児童虐待を未然に防ぎ、深刻化防止に努めた。	数値 実績	要保護児童対策地域協議会実務者会議 進行管理部会開催回数 5回
学校指導課	事業 目標	児童・生徒への虐待の早期発見・早期対応に努める。	数値 目標	市立小・中学校15校全校で実施
	事業 実績	学校指導課では、市内小・中学校の教員を対象とした児童・生徒虐待防止研修を実施し、教員の資質・能力向上に努めた。さらに市内15校すべての学校において、校内で教職員向けの児童・生徒虐待防止研修を実施した。 市内15校すべての小・中学校において、虐待の早期発見・早期対応が適切に行われた。	数値 実績	市立小・中学校15校全校で実施

No.39 DV・虐待等の被害者支援における情報管理の徹底				
事業内容	住民基本台帳のほか、国民健康保険、介護保険、児童手当など、住民基本台帳からの情報に基づき事務処理を行う部署において、情報管理を徹底します。			
市民課	事業 目標	住民基本台帳事務処理要領に則り、DV等被害者に対し適正に支援措置を行うと共に、他課との情報連携を継続し横断的に被害者の安全確保を図る。また、情報提供ネットワークシステムから不測の情報流出が起らないよう対応する。	数値 目標	支援措置対象者への対応、情報連携、 情報提供ネットワークシステム対応につ いて必要とされる措置を全件対応す る。
	事業 実績	DV・虐待等の被害者からの申出に基づいて、住民基本台帳事務処理要領に規定される支援措置(本人以外に対する住民票・除票・戸籍の附票の交付制限、他課連携、固定資産所在団体への情報連携、情報提供ネットワークシステム内の情報保護)を実施した。支援措置実施について、2名以上の担当者間で確認しながら迅速に対応を行い、適正に被害者の安全確保を図った。 市民からDV等の相談窓口についての問い合わせが市民課にあった場合は、支援措置の制度の案内を行う他、内容に応じた相談機関を紹介するなど適正な支援を実施できるよう対応した。	数値 実績	支援措置対象者への対応、情報連携、 情報提供ネットワークシステム対応につ いて必要とされる措置を全件対応し た。
人権平和課	事業 目標	DV防止連絡会を開催し、情報漏洩等の事故防止のため所管課とDV被害者への対応等について情報交換、認識を共有し連携強化を図る。	数値 目標	DV防止連絡会の開催 3回(内1回は 関係機関との情報交換会も兼ねる)
	事業 実績	DV防止連絡会を3回実施し、DV案件が発生してから各種窓口へ繋ぐまでのフロー図の作成や繋ぐ際の留意事項について確認した。相談者がたらい回しにされた感覚にならないよう、庁内連携を一層深める連携方法について検討した。	数値 実績	DV防止連絡会の開催 3回(内1回は 関係機関との情報交換会も兼ねる)
保険年金課	事業 目標	確実な事務処理及び職員の更なる意識向上により、外部の問合せに対する徹底した安全確保を行う。	数値 目標	DV・虐待等の被害者支援情報に係る漏 洩事故件数0件
	事業 実績	市民課から回付されるDV支援措置リストのほか、生活福祉課から要支援者として共有される情報を基幹システムに入力し、住所・勤務先等の居場所情報に関する万が一の漏洩を防止する取組を行った。 また、要支援者の相談により、配偶者等の加入する社会保険を離脱させてもらえない等の事由がある場合には、国保の加入手続を行うなどの対応を行ったほか、必要に応じて、本人住所等の情報が紐づいた基礎年金番号の変更申請などのDV支援措置について、年金事務所を案内するなどの適切な対応にも努めた。	数値 実績	DV・虐待等の被害者支援情報に係る漏 洩事故件数0件
高齢福祉課	事業 目標	高齢者虐待により居所を秘匿にしている方の情報管理の徹底を図る。	数値 目標	虐待防止ネットワーク実務者会議及び 代表者会議の参加機関数73
	事業 実績	「8050問題」に起因する高齢者虐待ケースが引き続き増加している。家族の疾患や抱える課題、経済的な問題等について支援が必要事例が増加し、関係機関との連携が増えている。	数値 実績	虐待防止ネットワーク実務者会議及び 代表者会議の参加機関数77

子ども子育て支援課	事業目標	住民基本台帳からの情報に基づき事務処理を行うため情報管理を徹底し、被害者の安全確保に取り組む。また、外国人や高齢者・障害者などに配慮した情報提供を行う。	数値目標	被害者の安全確保の観点から取扱注意情報について担当内で適切に共有を行う。
	事業実績	被害者の安全確保の観点から取扱注意情報について担当内で情報共有を行ったうえで適切に取扱いをした。	数値実績	被害者の安全確保の観点から取扱注意情報について担当内で適切に共有を行った。

No.40 高齢者や障害者、日本語を母語としない被害者への配慮

事業内容	高齢者や障害者、日本語を母語としない被害者に配慮した情報提供を行い、適切な支援を行います。			
人権平和課	事業目標	各分野の所管課及び関係機関と連携を図り、必要に応じて支援できる体制を整備し、相談しやすい環境づくりを行う。	数値目標	相談者にわかりやすいリーフレットの作成及び各関係施設への配架1回
	事業実績	DV防止リーフレット(一般向け)に外国人相談窓口を記載し、二次元コードの読み取りにより直接情報にアクセスできるよう工夫した。	数値実績	相談者にわかりやすいリーフレットの作成及び各関係施設への配架1回
障害福祉課	事業目標	障害者が自立した生活を営むことができるよう、相談支援や必要な支援を行います。	数値目標	地域活動支援センター I 型相談支援件数23,000件
	事業実績	市内3か所ある地域活動支援センター I 型を受託する事業所において、来所、訪問、電話、メール等により障害者や障害者の家族等からの相談に対応し、不安の解消・情緒の安定や障害福祉サービスの利用他様々な支援を行った。	数値実績	地域活動支援センター I 型相談支援件数26,549件
高齢福祉課	事業目標	地域住民や民間事業者とのネットワークを構築して、緩やかな地域での見守りを実施することで、高齢者の異変を早期に発見し、適切な支援を行う。	数値目標	地域包括支援センターの関りによって見守りにつながった件数637件
	事業実績	新型コロナウイルス感染症の取扱いが5類に移行したが、地域住民や関係機関等から高齢者の姿が見えないことによる心配の声や、高齢者の家族からも訪問ができないため心配であるとの相談が例年に比べ多く入った。そのため、地域包括支援センターによる支援や緩やかな見守りが大幅に増えている。	数値実績	地域包括支援センターの関りによって見守りにつながった件数1,230件

No.41 被害者の自立支援

事業内容	各種制度の活用や関係機関との連携により、被害者の自立や心理的な安定、回復を支援します。			
人権平和課	事業目標	被害者の個々の事情に配慮した情報提供や支援を行う。	数値目標	DV相談件数45件
	事業実績	令和4年度より開始したZoomを利用したオンライン相談を、地域女性活躍推進交付金を活用して更なる環境整備に努め、実施日を火曜日限定から、対応可能な時間カウンセリング相談・法律相談においてもオンライン対応可能とし、相談者が使いやすい窓口の運営に取り組んだ。	数値実績	DV相談件数59件
生活福祉課	事業目標	被害者に対する自立支援を行います。	数値目標	DV相談件数150件
	事業実績	コロナ禍以降、女性の尊厳や権利を侵害し精神的健康を損なわせるモラルハラスメントに関する相談が多い状況である。DV相談の種別としては、精神的暴力、身体的暴力、経済的暴力に関する相談が寄せられている。必要に応じて被害者の希望や状況に応じた自立支援を行った。	数値実績	DV相談件数151件

課題6 施策3 施策評価		
専門委員会	・事業No.38(学校指導課)について、目標を上回っていないので、目標に対する評価は「2」とする。研修の実施など取組を充実させたところは評価できるため、男女平等推進に対する評価は「3」が相当である。 ・事業No.40(障害福祉課)について、目標を上回っているため、目標に対する評価は「3」とする。 ・事業No.41(生活福祉課)について、目標を上回っているため、目標に対する評価は「3」とする。	B
推進委員会	事業No.38(保育幼稚園課、子育て相談室)について、男女平等推進に対する効果を事業実績に記載されたい。	B
推進協議会	両委員会の評価を踏まえ、協議会としても同様の評価とする。	B

施策4 人権侵害を予防するための支援

No.42 セクシュアル・ハラスメントの防止の取組				
事業内容	様々な機会を通じて職員に意識啓発を行い、庁内のハラスメント根絶を目指します。また、市民・事業者に対する広報啓発を行い、ハラスメントの防止を図ります。			
職員課	事業目標	・新規採用職員に対する採用時研修の際におけるハラスメントの防止等に関する指針の配布及びその内容を周知を図る(採用時)。 ・ハラスメント防止に資する研修を実施するとともに、研修生に対してハラスメントの防止等に関する指針の周知を図る。(新規採用職員向け／管理職向け／全職員向け／計 年3回)。	数値目標	研修実施回数年3回
	事業実績	新規採用職員に対してハラスメント指針の周知を図った。 管理職向けハラスメント防止研修及びその他職員向けハラスメント防止研修を実施した。	数値実績	研修実施回数年3回
人権平和課	事業目標	市報やHP等でハラスメントの防止に向けた広報を行う。	数値目標	市報・HP・情報誌等での周知1回
	事業実績	男女共同参画週間の期間にあわせ、市報やHPにおいて性別に基づくハラスメント防止について掲載し、各種相談窓口の紹介を行った。ジェンダーハラスメントをテーマにした書籍を図書資料室に配架し、おすすめ書籍コーナーで紹介した。	数値実績	市報・HP・情報誌等での周知1回

No.43 災害時の人権侵害防止				
事業内容	災害時に人権侵害が起きることのないよう、平常時から人権に関する広報啓発に取り組みます。また、避難所での防犯対策や個別支援、相談窓口を開設するための体制を整えます。			
防災安全課	事業目標	災害時における避難所での犯罪発生を防止する。	数値目標	講習会及び防災訓練において避難所での犯罪発生防止に係る講座及び情報提供の回数各1回
	事業実績	令和5年9月24日、防災フェスタの防犯まちづくり委員会ブースにて避難所での防犯について情報提供を行った。令和5年10月21日、市役所第1・第2委員会室にて、防犯リーダー養成講習会のなかで災害時の防犯講話を実施した。	数値実績	講習会及び防災訓練において避難所での犯罪発生防止に係る講座及び情報提供の回数 講習会での講座1回
人権平和課	事業目標	・市報やHPにより災害時の人権侵害について広報を行う。 ・災害時に避難場所等に掲示する性暴力防止のための啓発や相談窓口周知のためのポスター等を作成する。	数値目標	市報・HP・情報誌等での周知1回
	事業実績	防災安全課が実施する「防災まちづくり学校」の連続講座において、防災・災害時における女性の視点を取り入れることの重要性をテーマにした回を、共催によりオープン講座として実施し、災害時のジェンダーに基づく人権侵害を防止するよう意識啓発に取り組んだ。	数値実績	市報・HP・情報誌等での周知1回

課題6 施策4 施策評価		
専門委員会	所管課の評価のとおりとする。	B
推進委員会	・事業No.42(職員課、人権平和課)について、男女平等推進に対する効果を事業実績に記載されたい。 ・事業No.43(防災安全課)について、防犯講話の内容についても事業実績に記載されたい。	B
推進協議会	両委員会の評価を踏まえ、協議会としても同様の評価とする。	B

施策5 性犯罪被害者の支援

No.44 性犯罪被害者支援のための広報・啓発活動				
事業内容	性犯罪被害者が躊躇せず被害を訴えることができるよう、性犯罪は許されないものであることを、若年層を含めた幅広い世代に広報啓発します。また、性犯罪にあたる行為を明示し、性犯罪被害の潜在化防止に努めます。			
人権平和課	事業目標	若年層を含めたあらゆる世代に対しインターネットを利用した性被害など性的な暴力の傾向やワンストップセンターなどの相談窓口の周知を行う。	数値目標	「女性に対する暴力をなくす運動」のパネル展等イベントによる周知、性暴力防止に関する講座開催1回
	事業実績	11月の「女性に対する暴力をなくす運動」及び「子どもの虐待防止月間」のWリボン運動の期間に、ひかりプラザロビーにてDV防止及び虐待防止を呼びかけるパネル展示を行った。また、国分寺駅北口ロータリーの歩道灯を、シンボルカラーのパープルとオレンジのカラーフィルムで装飾した。国際ガールズ・デー企画の親子ワークショップにおいて、パープル・オレンジリボンの意義などを紹介した。参加者全員が「よかった、とてもよかった」と回答されたため、意識醸成に効果的であったと考える。	数値実績	「女性に対する暴力をなくす運動」のパネル展等イベントによる周知、性暴力防止に関する講座開催3回
子育て相談室	事業目標	子どもからの相談を受け付ける「子ども専用相談電話」の周知を図る。	数値目標	「こそでんカード」配布場所 市内小・中学校
	事業実績	子どもが自由に相談できる「子ども専用相談電話」を周知するため、市内全公立小・中学校を訪問した。イラストなどを用いて、子ども専用相談電話の使い方を説明したこそでんカードを作成し、訪問の際、全校生徒に配布し、校内放送で事業の周知を図った。	数値実績	「こそでんカード」配布場所15校
学校指導課	事業目標	・市立小・中学校では、性犯罪被害に関する国や都の資料及び市の取組等を活用しながら、学校の実態に応じた取組を実施する。	数値目標	市立小・中学校15校全校で実施
	事業実績	市内15校すべての小・中学校において、東京都の「人権教育プログラム」や文部科学省の「生命の安全教育」等の資料を活用しながら、学校の実態に応じた取組が実施された。	数値実績	市立小・中学校15校全校で実施

No.45 性犯罪・性暴力被害の相談窓口整備				
事業内容	性犯罪被害者が、被害を訴えることを躊躇せずに必要な相談を受けられるよう、広報活動を通じて性犯罪被害の潜在化防止に努めます。また、性犯罪に対する市民の理解を増進するため、啓発活動を行います。			
人権平和課	事業目標	あらゆる性に対する性犯罪や性暴力被害について研修等により必要な支援について習得し、オンライン相談や男性相談員と女性相談員の選択を可能にするなど相談しやすい環境を整備する。	数値目標	性暴力に関する研修の参加1回
	事業実績	令和4年度より開始したオンライン相談の環境整備を進め、にじいろ相談・カウンセリング相談・法律相談においてもオンラインを選択できるようにしたほか、悩みごと相談に設けていたオンライン相談対応可能日の制限を廃止し、対応枠を増やした。また、性暴力被害者の支援については、職員が内閣府男女共同参画局のオンライン研修を受講し、対応について学んだ。	数値実績	性暴力に関する研修の参加1回
生活福祉課	事業目標	関係機関と連携し、被害者に適した制度につながります。	数値目標	関係機関との連携数(延数)380件
	事業実績	子育て中の方や高齢者から、精神的暴力・経済的搾取に関する相談が増加傾向にあることから、子ども家庭支援センターや母子保健を管轄する窓口・高齢福祉課との連携件数が増えた。相談者の状況に応じて関係機関と連携し、被害者の手続負担軽減に取り組んだ。	数値実績	関係機関との連携数(延数)416件
学校指導課	事業目標	市立小・中学校では、スクールカウンセラーを含めた組織的な相談体制を構築するとともに、定期的に相談窓口一覧を児童・生徒へ配布するなどして、啓発に努める。	数値目標	市立小・中学校15校全校で実施
	事業実績	市内15校すべての小・中学校において、スクールカウンセラーを含めた組織的な相談体制が整っている。また、学期ごとに相談窓口一覧をすべての児童・生徒へ配布し周知・啓発に努めた。	数値実績	市立小・中学校15校全校で実施

課題6 施策5 施策評価		
専門委員会	事業No.44、45(学校指導課)について、目標を上回っていないので、目標に対する評価は「2」とする。男女平等推進に対する評価は、事業実績から大きな効果があったとする理由が読み取れないため、「2」とする。	B
推進委員会	専門委員会の評価のとおりとする。	B
推進協議会	両委員会の評価を踏まえ、協議会としても同様の評価とする。	B

V 成果目標の達成状況

成果目標は、計画実施期間内に達成すべき数値の目標として計画で設定しているものです。
(実績は令和6年4月1日時点)

	項目	計画策定時	成果目標	実績
課題 1	庁内の男性職員の育児休業 取得率	8% (平成27年度)	20% (令和6年度)	58.8% (令和5年度末)
	庁内の超過勤務の縮減	一人あたり 月8.3時間 (平成27年度)	一人あたり 月6.4時間 (令和6年度末)	一人あたり 月8.7時間 (令和5年度末)
課題 2	審議会等委員に占める 女性の割合	32% (平成27年度)	40%以上 (令和6年度)	39.0% (令和6年度)
	[庁内の女性職員の登用] 管理職(課長以上)に占める 女性の割合	10.1% (平成27年度)	20% (令和6年度)	20.0% (令和6年度)
	[庁内の女性職員の登用] 係長職に占める女性の割合	28.2% (平成27年度)	35% (令和6年度)	21.0% (令和6年度)
	防災会議の委員に占める 女性の割合	9.1% (平成27年度)	30%以上 (令和6年度)	9.7% (令和6年度)
	保育所待機児童数	88人 (平成27年度)	解消 (令和6年度)	24人 (令和6年度)

VI 参考指標

第2次行動計画の成果目標に関連する数値を参考指標として掲載しています。

〈審議会等に占める女性の割合〉

令和6年4月1日時点で委員数が把握できているもの、政策経営課資料等より作成

名称	委員数	うち男性		うち女性	
		人数	割合	人数	割合
行政委員会	29	24	82.8%	5	17.2%
条例設置の委員会等	506	343	67.8%	162	32.0%
要綱設置の委員会等	705	389	55.2%	316	44.8%
計	1,240	756	61.0%	483	39.0%

①行政委員会等(地方自治法第180条の5)

令和6年4月1日現在

名称	庶務担当課	根拠法令	委員数	うち男性		うち女性	
				人数	割合	人数	割合
教育委員会	教育総務課	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	5	3	60.0%	2	40.0%
選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	地方自治法第181条	4	4	100.0%	0	0.0%
農業委員会	農業委員会事務局	農業委員会等に関する法律・国分寺市農業委員会の委員の定数に関する条例	15	13	86.7%	2	13.3%
固定資産評価審査委員会	情報管理課	地方税法・国分寺市固定資産評価審査委員会条例	3	3	100.0%	0	0.0%
監査委員	監査委員事務局	地方自治法第195条	2	1	50.0%	1	50.0%
計			29	24	82.8%	5	17.2%

②付属機関等法律・条例により設置されている委員会等（地方自治法第202条の3）

令和6年4月1日現在

	所管課	法律又は条例設置の附属機関名	委員数	うち男性		うち女性	
				人数	割合	人数	割合
1	情報管理課	国分寺市情報公開・個人情報保護審査会	5	4	80.0%	1	20.0%
2	情報管理課	国分寺市情報公開・個人情報保護審議会	12	9	75.0%	3	25.0%
3	政策経営課	国分寺市行政改革推進委員会	8	5	62.5%	3	37.5%
4	政策法務課	国分寺市オンブズパーソン	2	1	50.0%	1	50.0%
5	政策法務課	国分寺市政治倫理審査会	5	3	60.0%	2	40.0%
6	政策法務課	国分寺市行政不服審査会	5	3	60.0%	2	40.0%
7	財政課	国分寺市補助金等審査会	5	5	100.0%	0	0.0%
8	秘書課	国分寺市表彰審査委員会	5	4	80.0%	1	20.0%
9	契約管財課	国分寺市公共調達委員会	5	5	100.0%	0	0.0%
10	職員課	非常勤職員等公務災害補償等審査会	3	3	100.0%	0	0.0%
11	職員課	国分寺市職員倫理審査会	3	3	100.0%	0	0.0%
12	職員課	国分寺市特別職報酬等審議会	9	9	100.0%	0	0.0%
13	職員課	国分寺市職員懲戒審査会	3	2	66.7%	1	33.3%
14	職員課	国分寺市公益監察員	1	1	100.0%	0	0.0%
15	防災安全課	国分寺市防災会議	32	29	90.6%	3	9.4%
16	防災安全課	国分寺市国民保護協議会	30	27	90.0%	3	10.0%
17	経済課	国分寺市小口事業資金融資審査会	5	5	100.0%	0	0.0%
18	経済課	国分寺市認定農業者審査会	4	4	100.0%	0	0.0%
19	経済課	国分寺市消費生活審議会	6	2	33.3%	4	66.7%
20	経済課	国分寺市被害救済委員会	6	5	83.3%	1	16.7%
21	人権平和課	国分寺市男女平等推進委員会	9	3	33.3%	6	66.7%
22	地域共生推進課	国分寺市民生委員推せん会	10	8	80.0%	2	20.0%
23	保険年金課	国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会	16	11	68.8%	5	31.3%
24	健康推進課	国分寺市予防接種健康被害調査委員会	5	3	60.0%	2	40.0%
25	障害福祉課	国分寺市障害者施策推進協議会	8	5	62.5%	3	37.5%
26	障害福祉課	国分寺市障害支援区分認定審査会	10	6	60.0%	4	40.0%
27	高齢福祉課	国分寺市地域包括支援センター運営協議会	13	7	53.8%	6	46.2%
28	高齢福祉課	国分寺市老人ホーム入所判定委員会	5	2	40.0%	3	60.0%
29	高齢福祉課	国分寺市介護保険運営協議会	11	8	72.7%	3	27.3%
30	高齢福祉課	国分寺市介護認定審査会	52	29	55.8%	23	44.2%
31	子ども若者計画課	子ども・子育て会議	12	7	58.3%	5	41.7%
32	子ども若者計画課	国分寺市青少年問題協議会	11	6	54.5%	5	45.5%
33	子育て相談室	国分寺市立子ども家庭支援センター運営協議会	11	3	27.3%	8	72.7%
34	まちづくり計画課	国分寺市環境審議会	12	6	50.0%	6	50.0%
35	まちづくり計画課	国分寺市都市計画審議会	17	11	64.7%	5	29.4%
36	まちづくり推進課	国分寺市まちづくり市民会議	13	10	76.9%	3	23.1%
37	まちづくり推進課	国分寺市開発事業調停委員会	3	2	66.7%	1	33.3%
38	建築指導課	国分寺市建築審査会	5	2	40.0%	3	60.0%
39	建設事業課	国分寺市財産価格審議会	8	6	75.0%	2	25.0%
40	交通対策課	国分寺市交通安全対策協議会	15	14	93.3%	1	6.7%
41	緑と公園課	国分寺市湧水等保全審議会	4	4	100.0%	0	0.0%
42	緑と公園課	国分寺市緑化推進協議会	14	10	71.4%	4	28.6%
43	ごみ減量推進課	国分寺市廃棄物の減量及び再利用推進審議会	14	7	50.0%	7	50.0%
44	学校指導課	いじめ防止対策審議会	5	4	80.0%	1	20.0%
45	社会教育課	国分寺市青少年委員	12	4	33.3%	8	66.7%
46	社会教育課	国分寺市社会教育委員	8	3	37.5%	5	62.5%
47	ふるさと文化財課	国分寺市文化財保護審議会	7	6	85.7%	1	14.3%
48	ふるさと文化財課	国分寺市武蔵国分寺跡保存整備委員会	10	10	100.0%	0	0.0%
49	公民館課	国分寺市公民館運営審議会	11	6	54.5%	5	45.5%
50	図書館課	国分寺市図書館運営協議会	10	6	60.0%	4	40.0%
51	図書館課	第四次国分寺市子ども読書活動推進計画策定検討委員会	11	5	45.5%	6	54.5%
計			506	343	67.8%	162	32.0%

③設置要綱などにより設置されている①②以外の会議等

令和6年4月1日現在

	所管課	要綱設置の委員会名	委員数	うち男性		うち女性	
				人数	割合	人数	割合
1	政策経営課	第2次国分寺市総合ビジョン等策定検討委員会	17	10	58.8%	7	41.2%
2	契約管財課	国分寺市指定管理者候補者選定委員会	7	6	85.7%	1	14.3%
3	契約管財課	国分寺市指定管理者評価委員会	7	7	100.0%	0	0.0%
4	経済課	国分寺市認定農業者相談支援チーム	6	4	66.7%	2	33.3%
5	経済課	国分寺市農業委員会委員候補者検討委員会	7	7	100.0%	0	0.0%
6	経済課	国分寺市就労支援地域連絡会	9	5	55.6%	4	44.4%
7	経済課	国分寺市地域産業活性化プラン推進委員会	14	11	78.6%	3	21.4%
8	経済課	国分寺市消費者見守りネットワーク協議会	18	4	22.2%	14	77.8%
9	協働コミュニティ課	国分寺市協働事業審査会	9	6	66.7%	3	33.3%
10	文化振興課	国分寺市芸術文化振興事業審査会	7	6	85.7%	1	14.3%
11	文化振興課	国分寺市立いずみホール運営委員会	7	4	57.1%	3	42.9%
12	文化振興課	国分寺市文化振興市民会議	8	4	50.0%	4	50.0%
13	人権平和課	男女平等推進センター情報誌「ライツこくぶんじ」編集委員会	6	2	33.3%	4	66.7%
14	スポーツ振興課	国分寺市スポーツ推進委員	15	8	53.3%	7	46.7%
15	地域共生推進課	国分寺市地域福祉推進協議会	64	28	43.8%	36	56.3%
16	健康推進課	国分寺市健康増進計画評価等委員会	8	4	50.0%	4	50.0%
17	健康推進課	国分寺市新型コロナウイルス感染症対策本部	16	13	81.3%	3	18.8%
18	障害福祉課	国分寺市障害者地域自立支援協議会	22	13	59.1%	9	40.9%
19	障害福祉課	国分寺市障害者虐待防止ネットワーク代表者会議	17	12	70.6%	5	29.4%
20	障害福祉課	国分寺市障害者虐待防止ネットワーク実務者会議	22	13	59.1%	9	40.9%
21	障害福祉課	国分寺市医療的ケア児支援関係者会議	18	5	27.8%	13	72.2%
22	高齢福祉課	国分寺市高齢者虐待防止ネットワーク代表者会議	17	12	70.6%	5	29.4%
23	高齢福祉課	国分寺市高齢者虐待防止ネットワーク実務者会議	20	11	55.0%	9	45.0%
24	高齢福祉課	国分寺市地域ケア会議	23	15	65.2%	8	34.8%
25	高齢福祉課	国分寺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画評価等検討委員会	6	3	50.0%	3	50.0%
26	高齢福祉課	国分寺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定検討委員会	8	5	62.5%	3	37.5%
27	高齢福祉課	国分寺市生きがい推進事業協議会	11	4	36.4%	7	63.6%
28	高齢福祉課	国分寺市生活支援・介護予防サービス整備推進会議	15	9	60.0%	6	40.0%
29	子ども若者計画課	国分寺市若者支援地域ネットワーク会議実務者会議	23	10	43.5%	13	56.5%
30	子ども若者計画課	国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画策定検討委員会	13	5	38.5%	8	61.5%
31	保育幼稚園課	国分寺市医療的ケア児保育事業受入等検討会	1	1	100.0%	0	0.0%
32	子育て相談室	国分寺市要保護児童対策地域協議会代表者会議	20	14	70.0%	6	30.0%
33	子育て相談室	国分寺市要保護児童対策地域協議会実務者会議	19	10	52.6%	9	47.4%
34	子育て相談室	国分寺市子どもの歯を守る連絡会	11	5	45.5%	6	54.5%
35	まちづくり計画課	国分寺市環境推進管理委員会	12	7	58.3%	5	41.7%
36	まちづくり計画課	国分寺市バリアフリー基本構想推進協議会	22	16	72.7%	6	27.3%
37	まちづくり計画課	国分寺市まちづくり推進会議	5	4	80.0%	1	20.0%
38	交通対策課	国分寺市地域公共交通会議	11	11	100.0%	0	0.0%
39	環境対策課	国分寺市清掃センター周辺地元協議会	12	10	83.3%	2	16.7%
40	ごみ減量推進課	国分寺市廃棄物減量等推進委員会	48	22	45.8%	26	54.2%
41	学校指導課	国分寺市立第一小学校コミュニティ・スクール協議会	5	2	40.0%	3	60.0%
42	学校指導課	国分寺市立第四小学校・第四中学校コミュニティ・スクール協議会	12	4	33.3%	8	66.7%
43	学校指導課	国分寺市立第五小学校コミュニティ・スクール協議会	8	6	75.0%	2	25.0%
44	学校指導課	国分寺市立第七小学校コミュニティ・スクール協議会	8	3	37.5%	5	62.5%
45	学校指導課	国分寺市立第八小学校コミュニティ・スクール協議会	8	4	50.0%	4	50.0%
46	学校指導課	国分寺市立第九小学校コミュニティ・スクール協議会	8	3	37.5%	5	62.5%
47	学校指導課	国分寺市立第十小学校コミュニティ・スクール協議会	7	3	42.9%	4	57.1%
48	公民館課	国分寺市立本多公民館運営サポート会議	10	5	50.0%	5	50.0%
49	公民館課	国分寺市立恋ヶ窪公民館運営サポート会議	9	3	33.3%	6	66.7%
50	公民館課	国分寺市立光公民館運営サポート会議	10	3	30.0%	7	70.0%
51	公民館課	国分寺市立もとまち公民館運営サポート会議	10	5	50.0%	5	50.0%
52	公民館課	国分寺市立並木公民館運営サポート会議	9	2	22.2%	7	77.8%
		計	705	389	55.2%	316	44.8%

〈市内の女性職員の登用〉 事務系市職員の職位別男女比（26市比較）

市町村名	管理職 総数(A)	うち 女性	割合	係長級 総数(B)	うち 女性	割合	職員総数 (AB除く)(C)	うち 女性	割合	総数 (A+B+C)	うち 女性	割合
八王子市	133	18	13.5%	403	65	16.1%	1,293	606	46.9%	1,829	689	37.7%
立川市	70	12	17.1%	179	36	20.1%	454	178	39.2%	703	226	32.1%
武蔵野市	78	12	15.4%	157	61	38.9%	414	247	59.7%	649	320	49.3%
三鷹市	101	14	13.9%	154	54	35.1%	381	206	54.1%	636	274	43.1%
青梅市	59	4	6.8%	149	20	13.4%	394	152	38.6%	602	176	29.2%
府中市	128	15	11.7%	165	34	20.6%	601	342	56.9%	894	391	43.7%
昭島市	69	22	31.9%	121	40	33.1%	313	150	47.9%	503	212	42.1%
調布市	148	23	15.5%	169	54	32.0%	575	320	55.7%	892	397	44.5%
町田市	146	17	11.6%	387	107	27.6%	978	503	51.4%	1,511	627	41.5%
小金井市	59	12	20.3%	99	18	18.2%	259	117	45.2%	417	147	35.3%
小平市	108	17	15.7%	125	38	30.4%	406	156	38.4%	639	211	33.0%
日野市	101	17	16.8%	109	32	29.4%	514	235	45.7%	724	284	39.2%
東村山市	85	10	11.8%	178	44	24.7%	371	177	47.7%	634	231	36.4%
国分寺市	60	12	20.0%	138	29	21.0%	293	149	50.9%	491	190	38.7%
国立市	47	3	6.4%	97	15	15.5%	203	90	44.3%	347	108	31.1%
福生市	55	8	14.5%	101	35	34.7%	218	97	44.5%	374	140	37.4%
狛江市	51	3	5.9%	58	18	31.0%	191	100	52.4%	300	121	40.3%
東大和市	53	6	11.3%	96	15	15.6%	232	109	47.0%	381	130	34.1%
清瀬市	50	8	16.0%	87	18	20.7%	230	125	54.3%	367	151	41.1%
東久留米市	42	4	9.5%	94	13	13.8%	284	145	51.1%	420	162	38.6%
武蔵村山市	55	6	10.9%	84	16	19.0%	201	92	45.8%	340	114	33.5%
多摩市	67	10	14.9%	156	44	28.2%	466	249	53.4%	689	303	44.0%
稲城市	54	16	29.6%	88	11	12.5%	236	108	45.8%	378	135	35.7%
羽村市	47	4	8.5%	81	25	30.9%	201	95	47.3%	329	124	37.7%
あきる野市	57	7	12.3%	95	27	28.4%	275	111	40.4%	427	145	34.0%
西東京市	66	11	16.7%	172	59	34.3%	460	231	50.2%	698	301	43.1%
東京都	1,886	382	20.3%	5,285	2,104	39.8%	13,010	6,924	53.2%	20,181	9,410	46.6%

令和6年4月1日現在（※東京都については令和5年4月1日現在）

※東京都生活文化スポーツ局都民生活部男女平等参画課作成「区市町村の男女平等参画推進状況（令和6年度）」より作成

〈防災委員に占める女性の割合〉 防災会議における委員(会長を含む)の男女構成比 (26 市比較)

市町村名	防災会議 委員総数(人)	うち女性 委員数(人)	女性割合	市町村名	防災会議 委員総数(人)	うち女性 委員数(人)	女性割合
八王子市	48	10	20.8%	国分寺市	31	3	9.7%
立川市	43	6	14.0%	国立市	24	4	16.7%
武蔵野市	27	3	11.1%	福生市	29	3	10.3%
三鷹市	39	8	20.5%	狛江市	28	9	32.1%
青梅市	35	4	11.4%	東大和市	25	2	8.0%
府中市	29	4	13.8%	清瀬市	24	6	25.0%
昭島市	37	4	10.8%	東久留米市	21	3	14.3%
調布市	33	4	12.1%	武蔵村山市	29	10	34.5%
町田市	35	4	11.4%	多摩市	25	3	12.0%
小金井市	29	8	27.6%	稲城市	17	3	17.6%
小平市	32	6	18.8%	羽村市	27	3	11.1%
日野市	26	6	23.1%	あきる野市	35	3	8.6%
東村山市	34	7	20.6%	西東京市	35	6	17.1%

※内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(令和6年度)」(市区町村編)より作成

〈保育所待機児童数〉 保育所入所児童数と待機児童数 (26 市比較)

市町村名	令和6年4月1日				令和5年4月1日				増減			
	就学前 児童人口	保育 サービス 利用児童数	保育 サービス 利用率	待機 児童数	就学前 児童人口	保育 サービス 利用児童数	保育 サービス 利用率	待機 児童数	就学前 児童人口	保育 サービス 利用児童数	保育 サービス 利用率	待機 児童数
八王子市	18,770	10,845	57.8%	15	19,625	10,904	55.6%	17	△ 855	△ 59	2.2%	△ 2
立川市	7,550	3,985	52.8%	9	7,801	4,008	51.4%	26	△ 251	△ 23	1.4%	△ 17
武蔵野市	6,271	3,317	52.9%	0	6,568	3,325	50.6%	0	△ 297	△ 8	2.3%	0
三鷹市	8,052	4,432	55.0%	0	8,423	4,455	52.9%	0	△ 371	△ 23	2.1%	0
青梅市	3,807	2,714	71.3%	2	4,008	2,784	69.5%	7	△ 201	△ 70	1.8%	△ 5
府中市	10,517	6,070	57.7%	0	11,053	6,150	55.6%	5	△ 536	△ 80	2.1%	△ 5
昭島市	4,903	3,028	61.8%	16	5,039	2,975	59.0%	6	△ 136	53	2.8%	10
調布市	10,336	6,283	60.8%	13	10,912	6,311	57.8%	14	△ 576	△ 28	3.0%	△ 1
町田市	16,239	8,849	54.5%	28	16,640	8,820	53.0%	30	△ 401	29	1.5%	△ 2
小金井市	5,850	3,532	60.4%	0	6,066	3,464	57.1%	0	△ 216	68	3.3%	0
小平市	8,844	4,800	54.3%	0	9,141	4,619	50.5%	0	△ 297	181	3.8%	0
日野市	7,898	4,457	56.4%	26	8,087	4,423	54.7%	33	△ 189	34	1.7%	△ 7
東村山市	6,034	3,216	53.3%	18	6,174	3,190	51.7%	22	△ 140	26	1.6%	△ 4
国分寺市	6,080	3,452	56.8%	24	6,174	3,401	55.1%	38	△ 94	51	1.7%	△ 14
国立市	2,809	1,596	56.8%	16	2,978	1,633	54.8%	15	△ 169	△ 37	2.0%	1
福生市	1,795	1,288	71.8%	0	1,868	1,272	68.1%	0	△ 73	16	3.7%	0
狛江市	3,457	2,057	59.5%	12	3,710	2,058	55.5%	18	△ 253	△ 1	4.0%	△ 6
東大和市	3,395	2,076	61.1%	0	3,496	2,073	59.3%	0	△ 101	3	1.8%	0
清瀬市	2,902	1,448	49.9%	9	2,990	1,420	47.5%	6	△ 88	28	2.4%	3
東久留米市	4,667	2,662	57.0%	0	4,873	2,675	54.9%	0	△ 206	△ 13	2.1%	0
武蔵村山市	2,760	1,720	62.3%	10	2,991	1,776	59.4%	0	△ 231	△ 56	2.9%	10
多摩市	4,946	2,946	59.6%	7	5,246	2,975	56.7%	6	△ 300	△ 29	2.9%	1
稲城市	4,479	2,626	58.6%	7	4,646	2,602	56.0%	0	△ 167	24	2.6%	7
羽村市	1,930	1,348	69.8%	0	1,995	1,369	68.6%	0	△ 65	△ 21	1.2%	0
あきる野市	2,830	1,806	63.8%	8	3,014	1,851	61.4%	12	△ 184	△ 45	2.4%	△ 4
西東京市	8,521	4,567	53.6%	5	8,840	4,561	51.6%	3	△ 319	6	2.0%	2

※東京都福祉局子供・子育て支援部保育支援課「令和6年度都内の保育サービスの状況について」より作成

VII 参考資料

資料No. 1 令和6年度会議の開催状況

(1) 国分寺市男女平等推進委員会

	開催日	主な検討内容
第1回	令和6年6月27日	諮問、令和5年度事業報告、令和6年度事業予定、第3次国分寺市男女平等推進行動計画の策定に向けた意見聴取
第2回	令和6年7月18日	第3次国分寺市男女平等推進行動計画の構成・基本的な考え方に対する意見聴取
第3回	令和6年8月22日	第3次国分寺市男女平等推進行動計画骨子案に対する意見聴取
第4回	令和6年9月13日	第3次国分寺市男女平等推進行動計画素案に対する意見聴取
第5回	令和6年11月8日	第3次国分寺市男女平等推進行動計画原案に対する意見聴取
第6回	令和7年1月29日	令和5年度進捗状況評価
第7回	令和7年2月13日	令和5年度進捗状況評価
—	令和7年2月27日	答申

令和6年度 国分寺市男女平等推進委員会委員

(任期：令和6年4月1日から令和8年3月31日)

氏名	所属等	選出区分
○富永 順子	国分寺カウンセリング勉強会	1号委員（男女平等社会の実現に向けて活動している団体の代表）
横田 砂恵子	こくぶんじ性と生をまなぶかい	
若島 礼子	国際ソロプチミスト国分寺	
青木 智子	一般市民公募	2号委員（公募市民）
富本 蒼	一般市民公募	
田中 英之	一般市民公募	
◎甲斐田 きよみ	文京学院大学准教授	3号委員 (識見を有する者)
中田 雅久	弁護士	
橋本 弥記	国分寺市立第五小学校元校長	

◎…委員長 ○…副委員長

(2) 国分寺市男女平等推進協議会

	開催日	検討内容
第1回	令和6年10月22日	第3次国分寺市男女平等推進行動計画素案に関する検討
第2回	令和6年11月18日	第3次国分寺市男女平等推進行動計画原案に関する検討
第3回	令和7年2月19日	施策別推進状況評価 第3次国分寺市男女平等推進行動計画へのパブリック・コメント意見に対する市の考え方と計画最終案の協議

令和6年度 国分寺市男女平等推進協議会委員

役職	氏名
副市長	◎塩野目 龍一
政策部長	沢柳 和彦
総務部長	宮本 学
市民生活部長	○杉本 守啓
健康部長	新井 宏伸
福祉部長	玉井 理加
子ども家庭部長	石丸 明子
教育部長	日高 久善

◎…会長 ○…副会長

(3) 国分寺市男女平等推進専門委員会

	開催日	検討内容
第1回	令和6年11月12日	第3次国分寺市男女平等推進行動計画原案に関する検討
第2回	令和7年1月16日	施策別推進状況評価
第3回	令和7年1月30日	施策別推進状況評価

令和6年度 国分寺市男女平等推進専門委員会委員

(任期：令和6年4月1日から令和8年3月31日)

所属	氏名
政策部市政戦略室主任	岩田 健司
政策部財政課財政担当係長	○佐々木 理絵子
総務部防災安全課	眞鍋 あずさ
市民生活部市民課主任	成田 裕子
市民生活部協働コミュニティ課主任	堀田 恵里
健康部地域共生推進課地域共生推進担当係長	重田 晋作
福祉部生活福祉課主任	高橋 健太郎
福祉部高齢福祉課計画・事業推進係長	清水 邦治
子ども家庭部保育幼稚園課給付管理係長	◎児玉 宏作
子ども家庭部子ども子育て支援課	新 大毅
教育部教育総務課	河合 然太
教育部社会教育課	東岡 明佳
教育部ふるさと文化財課	高橋 喜子
教育部図書館課	田中 美音

◎…委員長 ○…副委員長

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）

第 2 章 性別による権利侵害の禁止等（第 8 条）

第 3 章 基本的施策（第 9 条・第 10 条）

第 4 章 具体的施策（第 11 条—第 17 条）

第 5 章 男女平等推進センター（第 18 条—第 22 条）

第 6 章 苦情等への対応（第 23 条・第 24 条）

第 7 章 男女平等推進委員会（第 25 条・第 26 条）

第 8 章 雑則（第 27 条）

附則

人はだれもが「ただその人である」というだけで、かけがえのない存在です。だれもが等しく尊く、性別にかかわらず平等です。

これまで、我が国では個人の尊重と法の下での平等がうたわれている日本国憲法の下、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准し、国際社会における取組と連動して、男女共同参画社会基本法の制定等の法整備が進められてきました。国分寺市においては、昭和 63 年に国分寺市婦人行動計画を策定し、男女平等社会の実現に向けて、市民とともに様々な取組を進めてきました。

しかし、いまだに多くの課題が残されています。ジェンダーによる固定的な役割分担意識とその役割分担意識に基づく社会の慣行には、個々人の自由な活動や生き方の選択を制限するものがあります。ときには一人の人間としての権利まで奪われることがあります。ドメスティック・バイオレンスなど性別に起因する暴力はその現れです。これらの課題の解消に向けて一層の努力が必要です。

人はだれもが多様で自由な存在であり、自分らしく生きる権利を有しています。

国分寺市は、すべての人が性別にかかわらず個人として尊重され、認め合い、支え合いながら、ともに生きることのできる男女平等社会の実現を目指して、この条例をつくります。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の理念に基づき、国分寺市（以下「市」という。）における男女平等社会の実現に関し、基本理念並びに市、市民及び事業者等の責務を定め、市の施策の基本的事項を明らかにするとともに、男女平等社会の実現のための施策（以下「男女平等推進施策」という。）を総合的かつ計画的に推進す

ることにより、男女平等社会を実現することを目的とする。

(定義)

2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女平等社会 一人ひとりが個人として尊重され、性別に起因する差別を受けず、ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により、個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく、個性及び能力を十分に発揮する機会が保障され、対等な立場でともに協力し合い、責任を分かち合う社会をいう。
- (2) 市民 市内に住む者又は市内で働く者、学ぶ者若しくは活動する者をいう。
- (3) 事業者等 市内において事業を行うもの及び非営利の活動、公共的活動その他の活動を行うものをいう。
- (4) ジェンダー 生まれつきの生物学的性別と異なり、社会通念又は慣習の中にある男性像、女性像等社会によって作られた性別をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 職場、学校等社会のあらゆる場で、性的な言動により、他の者を不快にさせ、又はその者の対応に対して更なる不利益を与えることをいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者その他親密な関係にある者（過去に配偶者その他親密な関係にあった者を含む。）による身体的暴力又は精神的、性的若しくは経済的に苦痛を与える行為をいう。

(基本理念)

第3条 男女平等社会を実現するため、次に掲げる事項を基本理念とする。

- (1) 性別にかかわらずだれもが、個人として尊重され、性別に起因する差別及び暴力がなく、ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により、個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく、多様な生き方が選択できること。
- (2) 性別の観点から、社会における制度又は慣行をできる限り中立なものにすること。
- (3) 市における政策又は事業者等における方針の立案若しくは決定をはじめとするあらゆる場に、性別にかかわらずだれもが対等に参加できること。
- (4) 性別にかかわらずだれもが、家庭内での協力及び社会的支援のもとに、子育て、介護等家族としての役割を果たすことと職場、地域等において活動することとを両立できるようにすること。
- (5) 国際社会における取組と密接な関係があることを認識して取組を推進すること。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の基本理念に基づき、男女平等社会の実現に向けて、総合的かつ計画的に施策を実施しなければならない。

2 市は、男女平等社会の実現に影響を及ぼすと認められる施策の立案及び決定に当たっては、男女平等社会の実現に配慮しなければならない。

3 市は、自らも事業者等であることを認識し、その労働環境において男女平等社会の実現に向けた取組を積極的に推進しなければならない。

4 市は、男女平等社会の実現に向けて、市民及び事業者等と協力して取り組まなければならない。

5 市は、男女平等社会の実現に向けて、国及び他の地方公共団体と協力して取り組まなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場において、この条例の基本理念に基づき、男女平等社会の実現に向けて取り組むよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女平等推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、その活動を行うに当たっては、この条例の基本理念に基づき、男女平等社会の実現に向けて取り組むよう努めなければならない。

2 事業者等は、労働環境の整備に当たっては、その労働者が性別にかかわらず、子育て、介護又は地域活動と、仕事とを両立できるよう努めなければならない。

3 事業者等は、市が実施する男女平等推進施策に協力するよう努めなければならない。

(市民及び事業者等の協力)

第7条 市民及び事業者等は、互いに協力して男女平等社会の実現に向けて取り組むよう努めなければならない。

第2章 性別による権利侵害の禁止等

(性別による権利侵害の禁止等)

第8条 何人も、あらゆる場において、直接的であるか間接的であるかを問わず、性別に起因する差別的行為又は取扱いを行ってはならない。

2 何人も、ドメスティック・バイオレンス、子どもに対する性的暴力その他性別に起因する暴力を行ってはならない。

3 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

4 何人も、ストーカー行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条（定義）第4項に規定するストーカー行為をいう。）を行ってはならない。

5 何人も、外部に情報を提供するときは、前各項に規定する禁止行為及び取扱い並びにジェンダーによる固定的な役割分担を助長する表現を行わないよう配慮しなければならない。

(平成29年条例第15号・令和3年条例第31号・一部改正)

第3章 基本的施策

(行動計画等)

第9条 市長は、この条例の基本理念に基づき、男女平等推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女平等推進行動計画を策定しなければならない。

2 市長は、男女平等推進行動計画の策定及び変更にあたっては、第 25 条に規定する国分寺市男女平等推進委員会の意見を聴くとともに、市民及び事業者等の意見を反映するよう努めなければならない。

3 市長は、男女平等推進行動計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(年次報告)

第 10 条 市長は、男女平等推進行動計画に基づく施策の実施状況について、第 25 条に規定する国分寺市男女平等推進委員会の意見を聴いて年次報告書を作成し、公表しなければならない。

第 4 章 具体的施策

(啓発活動及び教育による普及)

第 11 条 市は、男女平等社会の実現に関し、学校教育、生涯学習その他のあらゆる学習の場を通じて、市民及び事業者等の理解を深めるよう必要な措置を講じなければならない。

(雇用の分野における施策)

第 12 条 市は、雇用の分野における男女平等社会の実現に向けた取組を進めるため、事業者等に対する情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市は、市と契約を締結した事業者等に対し、男女平等推進施策に関する広報及び調査への協力を求めることができる。

(生涯にわたる健康への支援)

第 13 条 市は、男女が対等な関係の下、妊娠、出産、更年期等に関して互いに理解し、尊重し合い、男女が生涯を通じて健康な生活を営むことができるよう必要な措置を講じなければならない。

(ドメスティック・バイオレンス等の防止)

第 14 条 市は、ドメスティック・バイオレンスその他性別に起因する暴力を防止し、その被害者に必要な支援を行うための措置を講じなければならない。

(委員構成)

第 15 条 市は、附属機関等の委員の構成にあたっては、男女の意見がともに会議に反映されるよう努めなければならない。

(調査研究)

第 16 条 市は、男女平等社会の実現のため、必要な調査研究を行わなければならない。

(財政上の措置等)

第 17 条 市は、男女平等社会の実現のため、財政上の措置その他必要な措置を講じなければならない。

第 5 章 男女平等推進センター

(設置)

第 18 条 この条例の基本理念に基づき、男女平等推進施策を実施し、市民及び事業者等による男女平等社会の実現に向けた取組を支援するため、国分寺市立男女平等推進センター（以下「男女平等推進センター」という。）を設置する。

（位置）

第 19 条 男女平等推進センターの位置は、次のとおりとする。

国分寺市光町一丁目 46 番地 8

（愛称）

第 20 条 男女平等推進センターの愛称は、「ライツこくぶんじ」とする。

（事業）

第 21 条 男女平等推進センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 情報及び学習の機会の提供
- (2) 市民及び事業者等相互の交流の機会及び場の提供
- (3) 相談に関する事業
- (4) 図書及び資料の収集並びに提供に関する事業
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事業

（管理及び運営）

第 22 条 この章に定めるもののほか、男女平等推進センターの管理及び運営に関する事項は、別に定める。

第 6 章 苦情等への対応

（施策への苦情又は改善提案の申出への対応）

第 23 条 市長は、市が実施する男女平等推進施策又は男女平等社会の実現に影響を及ぼすと認められる施策に関する市民からの苦情又は改善提案に対し、適切に対応しなければならない。

- 2 市長は、前項の場合において、男女平等推進施策に係る重要事項と認めるときは、第 25 条に規定する国分寺市男女平等推進委員会に諮問しなければならない。

（性別に起因する人権侵害に係る相談への対応）

第 24 条 市長は、性別に起因する人権侵害に係る相談については、関係機関、関係団体等と連携を図るとともに、相談した者に配慮した対応に努めなければならない。

第 7 章 男女平等推進委員会

（男女平等推進委員会の設置及び組織）

第 25 条 市の男女平等推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、市長の附属機関として、国分寺市男女平等推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、答申するほか、当該事項について市長に建議することができる。

- (1) 男女平等推進施策に係る重要事項に関すること。

- (2) 男女平等推進行動計画の進ちょく状況に関すること。
- 3 委員会は、次に掲げる委員 10 人以内をもって組織し、市長が委嘱する。
- (1) 男女平等社会の実現に向けて活動している団体の代表者 4 人以内
- (2) 公募により選出された市民 3 人以内
- (3) 識見を有する者 3 人以内
- 4 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 6 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第 26 条 委員会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。
- 5 委員会の会議は、公開する。ただし、国分寺市附属機関の設置及び運営の基本に関する条例（平成 11 年条例第 26 号）第 5 条（会議の公開）ただし書の規定に該当する場合は、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。
- 6 委員会の庶務は、市民生活部人権平和課において処理する。

(平成 25 年条例第 42 号・平成 29 年条例第 30 号・一部改正)

第 8 章 雑則

(委任)

第 27 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例の施行の際、現に存する国分寺市女性行動計画は、この条例第 9 条第 1 項の規定により策定された男女平等推進行動計画とみなす。
- (国分寺市男女平等推進委員会条例の廃止)
- 3 国分寺市男女平等推進委員会条例（平成 3 年条例第 8 号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(国分寺市男女平等推進委員会条例の廃止に伴う経過措置)

- 4 この条例の施行の際、現に旧条例第3条第2項の規定に基づき委嘱された委員については、この条例第25条第3項の規定により委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、旧条例の規定に基づき委嘱された期間を控除した期間とする。

(国分寺市立女性センター条例の一部改正)

- 5 国分寺市立女性センター条例（平成6年条例第24号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成25年条例第42号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

〔以下略〕

平成 10 年 8 月 24 日

訓令第 15 号

(設置)

第 1 条 国分寺市における男女平等社会の実現のための施策（以下「男女平等推進施策」という。）を総合的に推進するため、国分寺市男女平等推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

（平成 19 年訓令第 25 号・一部改正）

(所掌事項)

第 2 条 推進協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 男女平等推進施策の総合調整
- (2) 男女平等推進行動計画の策定及び進行管理に関すること。
- (3) その他男女平等推進施策に関する重要事項

（平成 16 年訓令第 24 号・平成 19 年訓令第 25 号・一部改正）

(組織)

第 3 条 推進協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副市長
- (2) 政策部長
- (3) 総務部長
- (4) 市民生活部長
- (5) 健康部長
- (6) 福祉部長
- (7) 子ども家庭部長
- (8) 教育部長

（平成 14 年訓令第 5 号・平成 16 年訓令第 24 号・平成 18 年訓令第 36 号・平成 19 年訓令第 5 号・平成 23 年訓令第 22 号・平成 26 年訓令第 16 号・平成 27 年訓令第 15 号・平成 30 年訓令第 11 号・一部改正）

(会長及び副会長)

第 4 条 推進協議会に会長及び副会長を置き、会長は副市長、副会長は市民生活部長をもって充てる。

- 2 会長は、推進協議会を代表し、推進協議会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（平成 16 年訓令第 24 号・全改、平成 18 年訓令第 36 号・一部改正）

(推進協議会の会議)

第5条 推進協議会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

(平成16年訓令第24号・一部改正)

(男女平等推進専門委員会)

第6条 推進協議会に男女平等推進専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

2 専門委員会は、第2条第2号及び第3号に規定する事項について調査検討し、その結果を会長に報告する。

(平成16年訓令第24号・平成19年訓令第25号・一部改正)

(専門委員会の組織)

第7条 専門委員会は、次に掲げる部の職員14人以内をもって組織し、市長が任命し、又は委嘱する。

(1) 政策部 2人以内

(2) 総務部 1人

(3) 市民生活部 2人以内

(4) 健康部 1人

(5) 福祉部 2人以内

(6) 子ども家庭部 2人以内

(7) 教育部 4人以内

(平成19年訓令第27号・全改、平成21年訓令第24号・平成27年訓令第15号・平成30年訓令第11号・一部改正)

(専門委員会の委員長及び副委員長)

第8条 専門委員会に委員長及び副委員長を置き、会長が指名する。

2 委員長は、専門委員会を代表し、専門委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平成16年訓令第24号・一部改正)

(専門委員会の会議)

第9条 専門委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

(平成16年訓令第24号・一部改正)

(任期)

第10条 専門委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、専門委員が欠けた場合における補欠専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平成19年訓令第25号・追加)

(意見の聴取等)

第11条 推進協議会及び専門委員会（以下「推進協議会等」という。）は、会議の運営上必

要があると認めるときは、委員及び専門委員（以下「委員等」という。）以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員等以外の者から資料の提出を求めることができる。

（平成 16 年訓令第 24 号・追加、平成 19 年訓令第 25 号・旧第 14 条繰上・一部改正）

（庶務）

第 12 条 推進協議会等の庶務は、市民生活部人権平和課において処理する。

（平成 14 年訓令第 5 号・一部改正、平成 16 年訓令第 24 号・旧第 10 条繰下・一部改正、平成 19 年訓令第 25 号・旧第 15 条繰上、平成 26 年訓令第 16 号・平成 30 年訓令第 11 号・一部改正）

（委任）

第 13 条 この規程に定めるもののほか推進協議会等の運営に関し必要な事項は、別に定める。

（平成 16 年訓令第 24 号・旧第 11 条繰下・一部改正、平成 19 年訓令第 25 号・旧第 16 条繰上）

附 則

この訓令は、平成 10 年 9 月 1 日から施行する。

[以下略]



第2次国分寺市男女平等推進行動計画

第2次国分寺市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画

国分寺市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画

令和5年度進捗状況評価報告書

令和7年3月発行

国分寺市 市民生活部 人権平和課

国分寺市泉町2-2-18

電話：042-312-8693

FAX：042-325-1380